

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会  
教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ  
養護教諭・栄養教諭作業部会（第4回）議事次第

1. 日 時 令和8年4月27日（月）10：00～12：00

2. 方 式 文化庁第2会議室

※ウェブ会議と対面による会議を組み合わせた方式

3. 議 題

(1) 議論まとめ（案）について

(2) その他

4. 配布資料

資料1 養護教諭・栄養教諭の今後の養成・採用・研修の在り方について  
議論のまとめ（案）

資料2 養護教諭・栄養教諭の今後の養成・採用・研修の在り方について  
議論のまとめ（案）【概要】

参考資料1 養護教諭・栄養教諭の現状に関する基礎資料

参考資料2 今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）

## 養護教諭・栄養教諭の今後の養成・採用・研修の在り方について 議論のまとめ（案）

令和 8 年●月●日

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会  
教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ  
養護教諭・栄養教諭作業部会

### 目 次

はじめに	1
1. 教員免許状・養成の在り方について	2
(1) 養護教諭	2
① 養護教諭に関する総論	2
② 科目区分	3
③ 各科目に含めることが必要な事項	3
【「養護等に関する科目」関係】	3
【「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」関係】	4
【その他】	5
④ 単位数	5
⑤ 強み専門性	6
⑥ その他	7
(2) 栄養教諭	7
① 栄養教諭に関する総論	7
② 一種免許状・二種免許状を統合する場合の基礎資格の取扱い	8
③ 科目区分	9
④ 各科目に含めることが必要な事項	9
【「栄養に係る教育等に関する科目」関係】	9
【「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」関係】	10
【その他】	10
⑤ 単位数	11
⑥ 強み専門性	11
⑦ その他	12
2. 採用について（栄養教諭のみ）	12
3. 研修について（養護教諭・栄養教諭 共通）	13
4. その他	13
（教科指導について）	13
（学校内における更なる活躍促進に向けて）	14

## はじめに

令和6年12月、中央教育審議会に、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について諮問がなされ、まず同審議会下の教員養成部会において、論点整理が行われた（令和7年10月15日）。

また、同部会下に置かれた教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）において、今後の教職課程や教員免許制度の在り方について、「中間まとめ」として方向性が示された（令和8年1月19日。以下の参考参照）。

制度の更なる詳細については、より具体的かつ専門的見地から審議を行うため、ワーキンググループ及びワーキンググループの下に各作業部会が設置され、養護教諭及び栄養教諭に係る養成・採用・研修については養護教諭・栄養教諭作業部会（以下「当作業部会」という。）において審議を進めてきた。

当作業部会では、教員養成部会の論点整理及びワーキンググループにおける中間まとめを基に、計●回にわたり審議を重ねてきた。この議論のまとめでは、これからの時代に求められる養護教諭及び栄養教諭の養成・採用・研修の在り方についてその方向性や取り組むべき方策等を提言する。

今後、ワーキンググループ及び教員養成部会において、本議論のまとめを踏まえて更なる検討が進められることを期待する。

### 【参考】今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）

（令和8年1月19日中央教育審議会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ）（抄）

教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方②（抄）

#### 学校種共通の考え方

- ① 教養科目（免許法施行規則第66条の6に定める科目）と介護等体験も含め、既存の事項を再整理し、学びの体系化と最適化を図る。
- ② 教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編し、科目区分内の複数事項が接続・連携した科目の開設を促進する。
- ③ 教員養成フラッグシップ大学の取組や、教員養成部会及び本ワーキンググループの議論を踏まえ、今日的な教育課題解決に繋がる内容「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」「教育における多様性の包摂」「教育データの活用及び人工知能」等を加える。
- ④ 教育実習の総単位数を維持しつつ、早期から学校現場で学ぶための「学校体験活動」と「特別支援学校（学級）」の実習を促進する。
- ⑤ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験に加え、現行法における介護等体験を含むことができることとする。
- ⑥ デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化を徹底。
- ⑦ 既存分も含め、事項名称や単位数の詳細は学校種ごと（幼稚園、小学校、中学校・高等学校、養護教諭・栄養教諭、特別支援学校）の作業部会で更に検討を進めるが、現行の一種免許状と二種免許状は、基礎的な免許状として統合を図ることとする。

#### 学校種毎の主な考え方（抄）

- ④ 養護教諭・栄養教諭 中学校をベースに、養護（栄養に係る教育）及び教職に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。

## 1. 教員免許状・養成の在り方について

### (1) 養護教諭

#### ① 養護教諭に関する総論

養護教諭は、幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の養護をつかさどり、健康課題のある児童生徒等への指導や健康の保持増進に関する指導等を担っている。

児童生徒が抱える現代的な健康課題は多様化・複雑化し、特に不登校児童生徒の割合は増加の一途をたどっている。こうした状況に対応するために、養護教諭においては心理・福祉等の更なる資質能力の向上に取り組むこと等が求められている。

また、今回の全体的な見直し方針では、様々な強みや専門性を持った教師がチームとなることで、学校教育全体の質を向上させることとなっており、そのために様々な「強み専門性」を持った養成課程を実現し、さらにその要素を可視化していくこととなっている。

この点について、教師の専門性には、各教員免許を持つ者が共通的に持つべき専門性と、各人が所属する学科・学部の学位課程等において培われる専門性がある。前者は全員が共通的に履修する教職課程に位置付けた上で、後者の中から今般の「強み専門性」の要素を設定していくことが求められる。

すなわち、養護教諭に関しては、児童生徒等の教育をつかさどる教諭等とは異なり、児童生徒等の養護をつかさどるための専門性を持っているものであることを踏まえつつ、現行の養成課程の中から全ての養護教諭が共通的に持つべき専門性を担保するために欠かせない範囲を判断し、教職課程に位置付けた上で、養護教諭の養成課程を持つ大学で強めていくべき要素を設定することとなる。具体的には以下のように考えられる。

- 教職課程で培われる専門性は、例えば、学校での救急処置や健康診断等の保健管理、児童生徒等の心身の健康課題への対応等の健康相談・保健指導、学校保健活動のセンター的役割を果たす保健室経営、校内外における他職種及び関係機関とも連携した保健組織活動などであり、他の教諭と比較したときに、養護教諭が持つ専門性と言えるものである。
- 学位課程で培われる専門性は、養護教諭に共通的に求められる知識・技能を土台として、更にその専門性を深めていくべき分野として、大学や学生の自律的なカリキュラムマネジメントにより獲得されるものであり、養護教諭免許状を持つ者の中でそれぞれ異なりうる専門性と言えるものである。

## ② 科目区分

教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「養護等に関する科目」と「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」に再編する

- 科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編するという全体の方向性を反映する。
- 養護教諭でいう「教科（領域）等の指導法」は「養護に関する科目」であるところ、今般、当該区分に「道徳の理論及び指導法」等を分類することになるため、科目区分名を「養護等に関する科目」とする。

## ③ 各科目に含めることが必要な事項

【「養護等に関する科目」関係】

「養護概説」の名称を「養護教育学」又は「養護教育概論」に改める

- 現行の「養護概説」は、1校に1人配置が多く学校内で同じ職種と接する機会が少ない養護教諭が迷わずに職務に当たれるよう、養護教諭の職務、役割、心構え等を学び、職としてのアイデンティティを確立することに資するものであるが、一般的に「養護」だけでは養護教諭のみを指す概念と特定できないことに加え、「概説」は全体のおおまかな説明という意味であり、より適切に内容を示せる名称とすべきではないかとの指摘があった。
- これを踏まえ、「養護」を「養護教育」とし、一定の知識体系を示す「〇〇学」という表現と合わせて「養護教育学」、又は全体像を理論的に論じる際に使う「〇〇概論」という表現と合わせて「養護教育概論」とすべきである。
- いずれの表現とするかは、法令に位置付けるに当たってどちらが適切であるか、検討が必要である。

「精神保健」を「精神保健（臨床心理学を含む。）・社会福祉」に改める

- 上述のとおり、児童生徒等の心身の健康課題が多様化・複雑化する中で、養護教諭には心理・福祉に関する資質能力の向上が求められている。
- これについて、現行の「養護に関する科目」の「精神保健」について、「精神保健（臨床心理学を含む。）」とした上で「社会福祉」も加えることで、養護教諭の持つ専門性を踏まえた心理・福祉関係の資質能力の担保を図ることとする。

「看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）」を「看護学（臨地実習及び救急処置を含む。）」と改める

- 現行の「臨床実習」という名称について、病院での実習に限定されると受け止められる恐れが指摘されており、最近では介護施設等の現場での実習も読むことができる場合、「臨地実習」という語が使われることが多くなっている。
- 養護教諭免許のための実習先が病院を中心としなければならない理由はないことから、名称を改める。

「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」を「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法」、「特別活動の指導法」として「養護等に関する科目」に再編する

- 現行では一つの事項を、中学校教諭の見直しの方針に合わせて三つの事項に分けることとする。
- さらに、児童生徒等を取り巻く環境の変化に応じ、養護教諭においても、道徳や総合的な学習の時間、特別活動等における指導への参画が進むよう、それらの内容のみならず、指導法までを修得することとする。
- また、他の免許と同一のカリキュラムを活用できるよう、「教科（領域）等の指導法」に当たる「養護等に関する科目」に再編する。

「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び情報通信技術」に改める全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

#### 【「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」関係】

今日的な教育課題解決に繋がる内容（「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」、「教育における多様性の包摂」、「教育データの活用及び人工知能」）を追加する全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に養護教諭も必要なものと考えられることから、それぞれ追加することとする。
- 科目区分は中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を「教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。）」に改める全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の最低単位数を1単位から2単位にする他作業部会からの提言への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 本作業部会と同列に設置されている特別支援教育作業部会において、全体の見直し方針に追加すべきと提言があったものであり、この対応について、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

#### 【その他】

免許法施行規則第66条の6（「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位）については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

#### ④ 単位数

原則的に事項ごとの単位数は設定せず、各科目のベースとなる現行の科目の二種免許状の必要単位数の合計に、再編により追加された事項を各1単位（最低単位数があるものはその単位数）として計算した合計値を、各科目全体の必要単位数として設定する  
ただし、特に養護教諭として必要性・専門性が高い「看護学」や、全体の方針において必要とされる事項については、最低単位数を設けるものとする

- 現行の養成課程では、「養護に関する科目」に分類された事項について個別の単位数が設定されているが、大学等がより独自性を持ったカリキュラム設定をできるようにするという全体の見直しの趣旨も踏まえ、科目内での個別の単位設定は基本的に設けないこととする。

- しかし、児童生徒等の養護をつかさどるために欠かせない知識や技術を教授する「看護学」は、現行の課程で一種・二種免許状ともに10単位以上の履修が求められているように、その修得に要する単位数が多い事項である。
- このため、今般の見直し全体の方針である大学等の自律的なカリキュラムデザインの促進と、養護教諭として担保すべき専門性の維持とのバランスを考慮し、最低単位数を8単位とする。
- なお、現行よりも最低単位数が抑えられる中、「看護学」に含まれる広範な知識や技術の中でも、養護教諭として学校で必要とされる内容が漏れることのないよう求めていくことが必要である。
- その他、全体の方針において最低単位数が設定されている事項の取扱いについては、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

#### ⑤ 強み専門性

分野は「看護」、「心理」、「福祉」、「教育学」等とし、共通的な課程に上乗せで必要な単位数は10単位以上とする

- 総論でも述べたとおり、今般の制度見直しにおける「強み専門性」について検討するに当たっては、教職課程において培われる専門性と、学位課程において培われる専門性とがあり、「強み専門性」は後者の中から設定することとなる。
- 養護教諭が職として求められる要素や、養護教諭を養成する大学において修得しやすい要素を踏まえると、「強み専門性」の分野としては「看護」、「心理」、「福祉」、「教育学」等が考えられる。
- 一方、養護教諭については、現行の二種免許状でも、最低42単位の修得が必要など、最低限必要な専門性の修得に要する単位数（教職課程に位置付けられるべき科目の単位数）が教諭に比べて多い。
- その背景には、④で述べたように看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）の最低単位数が多く設定されていることをはじめ、解剖学・生理学、「微生物学、免疫学、薬理概論」等、医療の専門性に関する科目が必須とされていることがある。
- これらの科目については、全ての者が履修すべきものである一方、養護教諭の「強み専門性」とも重なることから、こうした科目を含めて「強み専門性」の必要単位数を設定する必要があり、具体的には、共通的な課程の部分を除いた単位数としては、10単位以上とすることが妥当である。

## ⑥ その他

- ▶ 養護教諭の業務はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関や保健所、児童相談所をはじめとする他業種・他機関との連携や、保護者対応も重要である。
- ▶ 他業種・他機関との関係構築の方法等については、養護教諭の専門性の根幹を形作り、養護教諭の職務に直接的に関わる科目である「学校保健」、「健康相談活動の理論及び方法」及び「養護教育学（又は養護教育概論）」において引き続き着実に指導することが求められる。
- ▶ また、連携時に必要な医学的な知識等については、「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」や「解剖学・生理学」、「看護学」等において引き続き着実に指導することが求められる。
- ▶ 児童生徒等への指導に関する資質能力の向上も重要である。これについても、「健康相談活動」や「養護教育学（又は養護教育概論）」等において、しっかりと学生が学べるようにすべきである。

## （２）栄養教諭

### ① 栄養教諭に関する総論

栄養教諭は、児童生徒等の栄養の指導及び管理をつかさどり、給食の時間や教科等における食に関する指導への参画、食に関して特別な配慮を必要とする児童生徒等に対する個別的な相談指導のほか、学校給食に係る栄養管理、衛生管理等を担っている。

特に、児童生徒等の生活環境や健康課題が多様化、複雑化する中で、他の教諭とは異なる専門性を背景に、児童生徒等の望ましい食生活習慣の形成のほか、現代的な課題に対応した食育の推進に向けた対応が求められている。

共同調理場方式が増え、1人で複数校を担当することが多くなったことで、調理場と学校間の移動等も含め給食管理に関する業務だけで負担が大きく、学校にいられる時間が限られる中で、学校における指導や、他の教師との連携等の在り方を考えていくことが必要である。

## ② 一種免許状・二種免許状を統合する場合の基礎資格の取扱い

基礎資格としては、栄養士免許を受けていることでも許容されるとしつつ、栄養教諭が専門性をより高く発揮できるよう、管理栄養士免許を持っていることが標準的なものとして考え、管理栄養士の免許を取得することが望ましいとする方針を維持する

- 現行制度では、一種免許状・二種免許状の効力は同じであるが、基礎資格については、一種は学士の学位に加え、管理栄養士の免許を受けているかその養成課程（124単位（うち専門82単位））を修了していること、二種は短期大学士の学位に加え、栄養士免許（養成施設の課程50単位）を受けていることが要件となっている。
- 栄養教諭は、制度創設時から、免許状の種類にかかわらず食に関する指導を行うための資質能力を身に付けるため、基礎資格として栄養士の免許を取得することに加え、標準的な免許状である一種免許状の取得のためには、管理栄養士養成のための教育課程と同程度の内容・単位数を修得することとすべきとされてきた<sup>1</sup>。
- これは、学校給食法により求められる栄養教諭の業務において、生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応等についての児童生徒等に対する個別的な相談指導が含まれており、そのような個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する指導等を行うものとして管理栄養士が位置付けられているためである。
- 今般、全体の方向性として一種免許状・二種免許状を統合するとの方針が示されているところ、統合する場合における栄養教諭の基礎資格の扱いについても検討を行い、栄養教諭としての職務を遂行するために最低限必要な栄養に関する専門性を担保するため、現行制度と同様に栄養士免許を受けていることも認めることとする。
- ただし、高度な寄り添いが必要な子供たちが増えてきている中、個別的な相談指導の重要性は高まっており、これに対応する能力を身に付け、質を担保できるよう、管理栄養士免許を受けていることを標準的なものとして考え、管理栄養士免許を取得することが望ましいとする方針<sup>2</sup>を維持する。
- 管理栄養士免許を持たない栄養教諭については、採用した都道府県等において研修や資格取得を促す等の対応を求めるべきである。

<sup>1</sup> 「栄養に関する専門性として、免許状の種類にかかわらず食に関する指導を行うための資質能力を身に付けるため、基礎資格として栄養士の免許を取得することが必要と考える。

さらに、栄養に関する深い専門的知識・技術を養うために、標準的な免許状である一種免許状の取得のためには、管理栄養士養成のための教育課程と同程度の内容・単位数を修得することとすべきである。」（「食に関する指導体制の整備について（答申）」（平成16年1月中央教育審議会））

<sup>2</sup> 「栄養教諭は生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応等についての児童生徒に対する個別指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましく、管理栄養士免許を取得した者には、栄養教諭としての在職年数や免許法認定講習等における単位修得について配慮することが必要である。」（同上）

### ③ 科目区分

教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「栄養に係る教育等に関する科目」と「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」に再編する

- 科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編するという全体の方向性を反映する。
- 栄養教諭でいう「教科（領域）等の指導法」は「栄養に係る教育に関する科目」であるところ、今般、当該区分に「道徳の理論及び指導法」等を分類することになるため、科目名を「栄養に係る教育等に関する科目」とする。

### ④ 各科目に含めることが必要な事項

#### 【「栄養に係る教育等に関する科目」関係】

「道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容」を「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法」、「特別活動の指導法」として「栄養に係る教育等に関する科目」に再編する

- 現行では一つの事項を、中学校教諭の見直しの方針に合わせて三つの事項に分けることとする。
- 児童生徒等を取り巻く環境の変化に応じ、道徳や総合的な学習の時間、特別活動等における食に関する指導のニーズの高まり等を踏まえ、それらの内容のみならず、指導法までを修得することとする。
- また、他の免許と同一のカリキュラムを活用できるよう、「教科（領域）等の指導法」に当たる「栄養に係る教育等に関する科目」に再編する。

「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び情報通信技術」に改める全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

### 【「教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目」関係】

今日的な教育課題解決に繋がる内容（「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」、「教育における多様性の包摂」、「教育データの活用及び人工知能」）を追加する全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に栄養教諭も必要なものと考えられることから、それぞれ追加することとする。
- 科目区分は中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）」を「教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。）」に改める全体方針への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 全体の見直し方針であり、他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の最低単位数を1単位から2単位にする他作業部会からの提言への対応については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 本作業部会と同列に設置されている特別支援教育作業部会において、全体の見直し方針に追加すべきと提言があったものであり、この対応について、中学校教諭免許状での扱いに倣うこととする。

### 【その他】

免許法施行規則第66条の6（「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位）については、中学校教諭免許状での扱いに倣う

- 他の教諭と同様に考えるべきものであると考えられることから、他の免許状での扱いに倣うこととする。

## ⑤ 単位数

合計修得単位数については必ずしも現行の二種免許状相当の単位数を前提とせずに再編を行う

- 今般の見直しにおいて、他の免許状については、基本的に現行の二種免許状相当の単位数を前提とし、全員に共通して必要な教職課程の単位数を設定し、それ以外は「強み専門性」に関する内容等として位置付ける方針となっている。
- 一方、栄養教諭については、栄養に関する専門性を確保するために、基礎資格としている管理栄養士又は栄養士の養成課程に必要な単位数が多いことから、特に現行の二種免許状取得に必要とされる教職課程の単位数は、最低限度に絞られている。
- 今般、学校において栄養教諭が他の教師と連携し、指導面でも更に活躍することが期待されている中、これを担保するために共通的に必要な学修内容を修得するためには、単位数については必ずしも最小限度にまで抑えられた現行の二種免許状をベースとして考えることなく、改めて必要な単位数を検討し、各事項を十分に修得可能な合計単位数を設定する。
- また、「栄養に係る教育等に関する科目」のうち、特に食に関する指導に必要とされると考えられる事項については、他の教諭にはない栄養教諭固有の専門性を担保するために重要な事項であり、児童生徒等の心身の健康課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、いずれの教職課程においても十分な専門性を獲得する必要があることから、相応の単位数を設定する。

## ⑥ 強み専門性

「強み専門性」については、少なくとも管理栄養士養成施設の課程を修了している等の場合に設定できるものと整理する

- 養護教諭の「強み専門性」に係る記載（（1）⑤等）でも述べたとおり、教職課程で培われる専門性と、それ以外の学位課程で培われる専門性があるところ、栄養教諭については学位課程のほとんどが基礎資格である管理栄養士又は栄養士の養成課程となっている実情がある。
- また、栄養教諭に求められる専門性は栄養に関する知識・技能であるところ、これらの知識・技能は基礎資格である栄養士又は管理栄養士の養成課程において培われるものと整理されている。
- このため、栄養教諭は学位課程で履修する内容が他の教諭よりも固定的であり、かつ学位課程の中に個々の栄養教諭が深めていくべき専門性の基本的な要素が備わって

いることから、「強み専門性」のために追加的に修得すべき内容は設定しないものとする。

- 他方、個別的な相談指導の重要性は高まっており、これに対応する能力を身に付け、質を担保できるよう、管理栄養士免許を受けていることを標準的なものとし、管理栄養士免許を取得することが望ましいと考える。
- このため、栄養教諭の免許における「強み専門性」は、少なくとも、管理栄養士養成施設の課程を修了している等の場合に設定できるものと整理し、具体的な方向性については、「強み専門性」の全体的な制度設計との整合を図るべきである。

## ⑦ その他

実際に現場に出た時に必要となる資質能力が担保されるよう、大学において学生を指導していくことが必要

- 例えば、食に関する指導と特に関係が深い、家庭科をはじめとした教科の指導に関する内容や、食に関する指導に係るコーディネート、カリキュラム・マネジメントに関する内容、実際に現場に出た時の児童生徒等や保護者への接し方の基礎等について、学校での指導経験を有する者などから現場感覚を含めた指導を行うことが有効であると考えられるところ、課程のみならず、大学での指導の質を担保するための仕組みの検討が求められる。

## 2. 採用について（栄養教諭のみ）

- 栄養教諭の採用選考について、栄養教諭を目指す学生のモチベーションを上げられるよう、
  - ▶ 採用選考試験について、現場に関する内容に偏ることなく、養成課程で本来学ぶべき内容を焦点化して問うなど、内容のバランスを取る
  - ▶ 一義的には都道府県等がそれぞれ実情に応じて判断するものではあるが、学校栄養職員からの任用替えのみならず、栄養教諭としての新規採用を推進する等の取組が重要と考えられる。
- 学校栄養職員ではなく、栄養教諭としての採用を促すには、今後、栄養教諭が配置されることによる効果を実態として示し、周知していくこと等が必要である。栄養教諭を配置することで、食に関する指導が大きく進むということであれば、未配置の学校でも同様の教育を受けられるよう、学校栄養職員等からの任用替えや新規採用の促進につながると考えられる。

### 3. 研修について（養護教諭・栄養教諭 共通）

- 養護教諭・栄養教諭とも、1校に複数人の配置がなされることは稀であり、初任時から同じ学校内で先輩から指導を受けることができず、現場において専門分野については1人で全てを対応しなくてはならないことも多い。さらに他の教諭と同様、児童生徒等や保護者との接し方等、現場に出てから直面し、学ばねばならないことも多く、教諭と同等の初任者等に対する研修の実施は必要である。
- 現状、ほぼ全ての都道府県等で養護教諭・栄養教諭を対象とした初任者研修・中堅教諭等資質向上研修に類する研修が行われているところ、これを維持し、今後も継続的な実施が求められる。
- また、研修の内容・方法については実施する都道府県等によって差が大きい。例えば、初任の養護教諭・栄養教諭向けに、他の学校の中堅養護教諭・栄養教諭から教えを受けられる機会を設けたり、学校内外での他業種・他職種との連携にも資すると考えられる他業種・他職種との合同・連携による研修の実施等、具体的な好事例を挙げたりするなどして、全国的な研修の質の向上が必要である。
- 児童生徒等を取り巻く環境の変化や、新たな課題への対応等に合わせ、養護教諭・栄養教諭の持つ知識・技能も時代に合わせてアップデートしていくことが必要であり、研修内容も、しっかりとそれを反映できるようにすることが重要である。
- 養護教諭・栄養教諭については研修で不在となる際に、代替教員が措置されることが少ないため、時間的・空間的に研修に参加しやすくするためには、研修による不在時の体制を整備しやすくするための方策が必要である。文部科学省においては、不在時等の体制整備を支援する事業を実施しているところであるが、今後は更に体制整備を充実できるよう支援を強化することが望まれる。

### 4. その他

#### （教科指導について）

- 養護教諭については、健康・衛生等に関する専門的な知識・技能や、全校的な広い立場から児童生徒等に関わるという立場を生かし、より効果的に学校教育を充実させられるよう、一定の勤務経験を有する者については、免許法の相当免許主義の例外として、当分の間、保健の教科の領域に係る事項を教授できることとなっている。
- この制度は、子供達の健康状態を近くで見ている立場から不登校や自殺等の一次予防として現場からのニーズもあると考えられ、養護教諭が行う保健教育実践に係る研究も蓄積されてきていることを踏まえれば、重要な仕組みと考えられる。

- 一方、1人1校配置が多く、保健室経営も担当していることが、養護教諭に教科指導を任せにくくしていると考えられ、そのための体制を取りやすくすることが求められる。
- 栄養教諭については、養護教諭のように免許法に相当免許状主義の例外規定は置かれておらず、単独で教科指導を行う場合は、特別非常勤講師として届出を行うこととなっている。しかし、食生活の多様化等により、栄養教諭の持つ食に関する高い専門性に基づく指導を行うことの重要性は高まっており、実態として、単独指導に近いかたちで食に関する教科指導を行っているケースもあるものの、教育課程の編成や他の教諭や地域との連携に当たっては、特別非常勤講師の立場では食に関する指導の指揮を執るに当たって十分な関与ができない場合がある。
- 今後、栄養教諭が学校における食に関する指導の中核として活躍し、現代的な課題に対応した食育を充実するためには、単独での教科指導をはじめ学校教育により深く参画していけるような仕組みやキャリアアップを促進する方策の検討が求められる。

#### (学校内における更なる活躍促進に向けて)

- 今後の学校のあり方を考える中で、養護教諭・栄養教諭がそれぞれ保健や栄養の分野の専門性を有しつつ、教諭という名称からも明らかなように、他の教諭と同様に「教育職員」と位置付けられている<sup>3</sup>ことを踏まえ、学校現場で必要とされる能力を伸ばし、他の教師とも連携し、教科等における指導への参画を進めるとともに、学校経営・運営方針の策定への参画や学年・学級経営への参画を進めるなど、学校教育の質を向上させていくための在り方について、引き続き模索していくことが必要である。

---

<sup>3</sup> 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項。

1. 教員免許状・養成の在り方について（養護教諭に係る見直しのイメージ）

○現行

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2
	学校保健	2	1
	養護概説	2	1
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2
	解剖学・生理学	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2
	精神保健	2	2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1単位		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
教育実践に関する科目	養護実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	4
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		7	4
		計	56 42

○見直しのイメージ

強み専門性に係る内容（10単位）を学修し合計で53単位		
養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
養護等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）</li> <li>学校保健</li> <li>養護教育学 又は 養護教育概論</li> <li>健康相談活動の理論及び方法</li> <li>栄養学（食品学を含む。）</li> <li>解剖学・生理学</li> <li>「微生物学、免疫学、薬理概論」</li> <li>精神保健（臨床心理学を含む。）・社会福祉</li> <li>看護学（臨床実習及び救急処置を含む。） 8単位以上</li> <li>道徳の理論及び指導法</li> <li>総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び情報通信技術*</li> <li>教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</li> </ul>	26
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）</li> <li>教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成*</li> <li>教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。）*</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 2単位*</li> <li>教育における多様性の包摂*</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>教育データの活用及び人工知能*</li> </ul>	11
教育実習	養護実習（学校体験活動を含む）	4
教職実践演習	教職実践演習	2

計 43

\*：中学校教諭免許状での扱いに倣うもの（免許法施行規則第66条の6についても同様）

# 養護教諭・栄養教諭の今後の養成・採用・研修の在り方について 議論のまとめ（案）【概要】

## 1. 教員免許状・養成の在り方について（栄養教諭に係る見直しのイメージ）

### ○現行

#### 基礎資格

一種免許：管理栄養士免許又は管理栄養士養成施設の課程修了（124単位（専門82単位）～）

二種免許：栄養士免許（50単位～）



栄養に係る教育及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	
		一種免	二種免
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 <b>1単位</b>	6	3
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
教育実践に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
栄養教育実習	栄養教育実習	2	2
教職実践演習	教職実践演習	2	2

計 22 14

### ○見直しのイメージ

「強み専門性」のために追加的に修得すべき内容は設定しない  
「強み専門性」は、少なくとも、管理栄養士養成施設の課程修了等の場合に設定できるものと整理（具体的な方向性については、「強み専門性」の全体的な制度設計との整合を図るべき）

#### 基礎資格

栄養士免許を受けていることでも許容（管理栄養士免許保持が標準的なものとして考える）  
【参考】管理栄養士養成課程修了（124単位（専門82単位）～） 栄養士免許（50単位～）



栄養に係る教育及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）</li> <li>・<b>教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成★</b></li> <li>・教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（<b>教育法規を含む。</b>）★</li> <li>・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 <b>2単位★</b></li> <li>・<b>教育における多様性の包摂★</b></li> <li>・生徒指導の理論及び方法</li> <li>・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>・<b>教育データの活用及び人工知能★</b></li> </ul>		11
教育実習	・栄養教育実習	2
教職実践演習	・教職実践演習	2

計（目安） 24

★：中学校教諭免許状での扱いに倣うもの（免許法施行規則第66条の6についても同様）

※普通免許状の中で**一種免許状が標準的**なものとされており、二種免許状保有者は、**一種免許状へ上進する努力義務**がある。  
※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する**個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましい。**

※栄養教諭は生活習慣病の予防や肥満・痩身等の健康課題を有する児童生徒に対する**個別相談指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましいとする方針を維持。**

# 養護教諭・栄養教諭の今後の養成・採用・研修の在り方について 議論のまとめ（案）【概要】

## 1. 教員免許状・養成の在り方について（その他）

- 養護教諭の業務は他業種・他機関（SC、SSW、医療機関等）との連携や、保護者対応も重要であり、これらについて、各科目において引き続き着実に指導すること等が必要
- 栄養教諭について、家庭科をはじめとした教科の指導に関する内容や、保護者への接し方の基礎等について、現場感覚を含めた指導を行うことが有効であると考えられるところ、課程のみならず、大学での指導の質を担保するための仕組みの検討が求められる

## 2. 採用について（栄養教諭のみ）

- 栄養教諭の採用選考について、栄養教諭を目指す学生のモチベーションを上げられるよう、以下のような取組等が重要
  - 採用選考試験について、現場に関する内容に偏ることなく、養成課程で本来学ぶべき内容を焦点化して問うなど、内容のバランスを取る
  - 一義的には都道府県等がそれぞれ実情に応じて判断するものではあるが、学校栄養職員からの任用替えのみならず、栄養教諭としての新規採用を推進する
- 学校栄養職員ではなく、栄養教諭としての採用を促すには、今後、栄養教諭が配置されることによる効果を実態として示し、周知していくこと等が必要

## 3. 研修について（養護教諭・栄養教諭 共通）

- 教諭と同等の初任者等に対する研修の実施は必要
- ほぼ全ての都道府県等で養護教諭・栄養教諭を対象とした初任者研修・中堅教諭等資質向上研修に類する研修が行われているところ、これを維持し、今後も継続的な実施が求められる
- 研修の内容・方法に差が大きく、全国的な研修の質の向上が必要
- 養護教諭・栄養教諭の持つ知識・技能も時代に合わせてアップデートしていくことが必要であり、研修内容もそれを反映できるようにすることが重要
- 時間的・空間的に研修に参加しやすくするためには、不在時の体制を整備しやすくするための方策が必要。文部科学省においては、更に体制整備を充実できるよう支援を強化することが望まれる

## 4. その他

### （教科指導について）

- 養護教諭に教科指導を任せる体制をとりやすくすることが求められる
- 栄養教諭が学校における食に関する指導の中核として活躍し、現代的な課題に対応した食育を充実するためには、単独での教科指導をはじめ学校教育により深く参画していけるような仕組みやキャリアアップを促進する方策の検討が求められる

### （学校内における更なる活躍促進に向けて）

- 養護教諭・栄養教諭がそれぞれ保健や栄養の分野の専門性を有しつつ、教諭という名称からも明らかなように、他の教諭と同様に「教育職員」と位置付けられていることを踏まえ、学校現場で必要とされる能力を伸ばし、他の教師とも連携し、教科等における指導への参画を進めるとともに、学校経営・運営方針の策定への参画や学年・学級経営への参画を進めるなど、学校教育の質を向上させていくための在り方について、引き続き模索していくことが必要 3

# 養護教諭・栄養教諭の現状に関する基礎資料

# 目次

<b>I. 基本情報</b>	<b>.....P. 3</b>
<b>II. 養成課程</b>	<b>.....P.23</b>
<b>III. 採 用</b>	<b>.....P.31</b>
<b>IV. 研 修</b>	<b>.....P.42</b>

# I. 基本情報

# ◇ 養護教諭について

## 1 養護教諭の配置について

- 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、原則、必置。

(学校教育法第37条第1項、第49条、第49条の8、第69条第1項、第82条)

※学校教育法附則第7条の規定により、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校は、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

- 幼稚園及び高等学校においては、任意。(学校教育法第27条第2項、第60条第2項)

	本務養護教諭数	学校数 (A)	本務養護教諭がいる学校数 (B)	配置率 (B/A) (%)
国立	158	143	143	100.0
公立	27,969	27,562	26,200	95.1
私立	706	1,048	644	61.5
計	28,833	28,753	26,987	93.9

(※1) 出典：令和7年度学校基本調査  
(※2) 幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く。

## 2 養護教諭の職務について

### 〔任務〕

- 幼児児童生徒の養護をつかさどる。(学校教育法第37条第12項 外)

### 〔職務内容〕

- 児童生徒等の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、健康課題のある児童生徒等への指導に当たるとともに、健康な児童生徒等についても健康の保持増進に関する指導を行う。

#### 〔職務の具体例〕

- ① 保健管理・・・救急処置、健康診断、個人及び集団の健康課題の把握、疾病の予防と管理、学校環境衛生の管理 等
- ② 保健教育・・・各教科等における指導への参画 等
- ③ 健康相談及び保健指導・・・心身の健康課題への対応 等
- ④ 保健室経営・・・保健室経営計画の作成・実施・評価・改善、保健室の設備・備品の管理 等
- ⑤ 保健組織活動・・・学校保健委員会の企画・運営への参画と実施、地域社会との連携 等

# 養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
		保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
2	主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）

## 備考

- (一) 養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。
- (二) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

# 養護教諭の教科指導等について

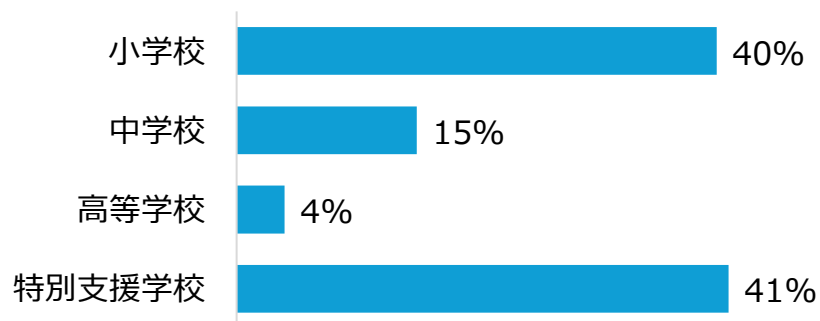
3年以上勤務経験がある者は、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされている。

## 教育職員免許法附則第14項

養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

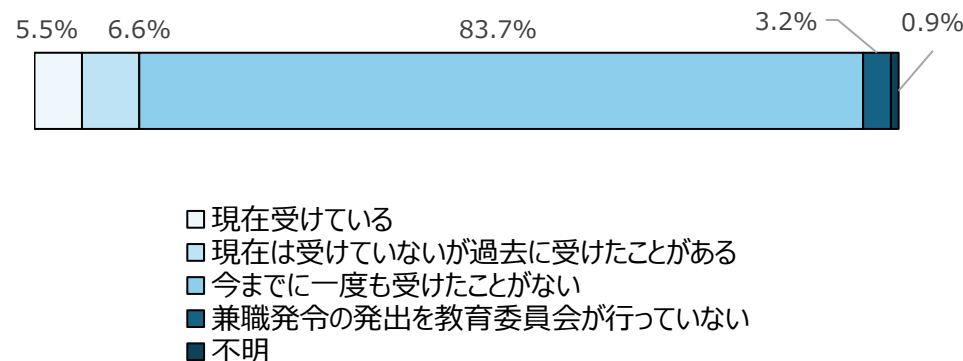
## 体育・保健体育における指導の実施（※）状況

（※）「指導の実施」は、活動時間の中で兼務発令やチームティーチング等により児童生徒への直接指導することを指す。



## 兼務発令状況

兼務発令を受けているか



※「教育職員免許法の一部を改正する法律等の公布について」（平成10年6月25日付け文教教第234号文部事務次官通知）において、「養護教諭が年間の教育計画に基づき、組織的・継続的に、保健の領域に係る事項のうち一定のまとまった単元の教授を担当する場合にあつては、当該養護教諭を教諭又は講師として兼ねさせる発令が必要となること。」と通知している。

# ◇ 栄養教諭について

## 1 栄養教諭の配置について

- 全ての学校種(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校)において、任意。

(学校教育法第27条第2項、第37条第2項、第49条、第49条の8、第69条第2項、第82条)

	完全給食を実施している学校数(A)(※1)	栄養教諭等配置数(B)(※2)	配置率(B/A)(%)
国立	85	70	82.4
公立	27,328	10,425	38.1
私立	174	38	21.8
計	27,587	10,533	38.2

(※1)出典:令和5年度学校給食実施状況調査

(※2)出典:令和5年度学校基本調査

(※3)「栄養教諭等配置数(B)」とは、栄養教諭及び栄養職員の配置数

(※4)幼稚園、高等学校及び特別支援学校を除く

## 2 栄養教諭の職務について

### [任務]

- 幼児児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。(学校教育法第37条第13項 外)

### [職務内容]

- 食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行う。

#### [職務の具体例]

- ①食に関する指導・・・給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導への参画、食に関する健康課題を有する児童生徒等に対する個別的な相談指導(肥満、偏食、食物アレルギー等)
- ②学校給食の管理・・・学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成)、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(管理、分析、確認、指導・助言)
- ③教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整

# 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育その他の学校の教育活動に関する事	各教科等における指導に関する事	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導その他の学校の教育活動への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関する事	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等） 食に関する健康課題に係る保護者からの相談への対応
2	主として学校給食の管理に関する事	栄養管理に関する事	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関する事	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）
3	主として学校の管理運営に関する事	学校の組織運営に関する事	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営への参画 学校業務改善の推進
		研修に関する事	校内研修の企画、実施及び受講 教育委員会が実施する研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関する事	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関する事	学校の安全計画等に基づく安全点検

## 備考

- (一) 上記に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて栄養教諭が担うことが必要と校長が認める職務については、食に関するものに限らず、校務分掌に位置付けることが可能である。
- (二) 校長が具体的に校務分掌を定める際には、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者・PTA対応、部活動指導など他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待される。

# 栄養教諭の教科指導等について

栄養教諭については、法令上、単独で教科指導を行えることとなっておらず、**単独で教科において食に関する領域を指導する場合には、特別非常勤講師としての任命が必要。**

## 栄養教諭の職務

教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらす。さらに教職員の一員として、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待される。

### (1) 食に関する指導

- ① 給食の時間の指導  
給食の時間における食に関する指導
- ② 教科等の指導  
教科等における食に関する指導
- ③ 個別的な相談指導  
食に関する健康課題を有する児童生徒に対する個別的な指導

一体として推進

### (2) 学校給食の管理

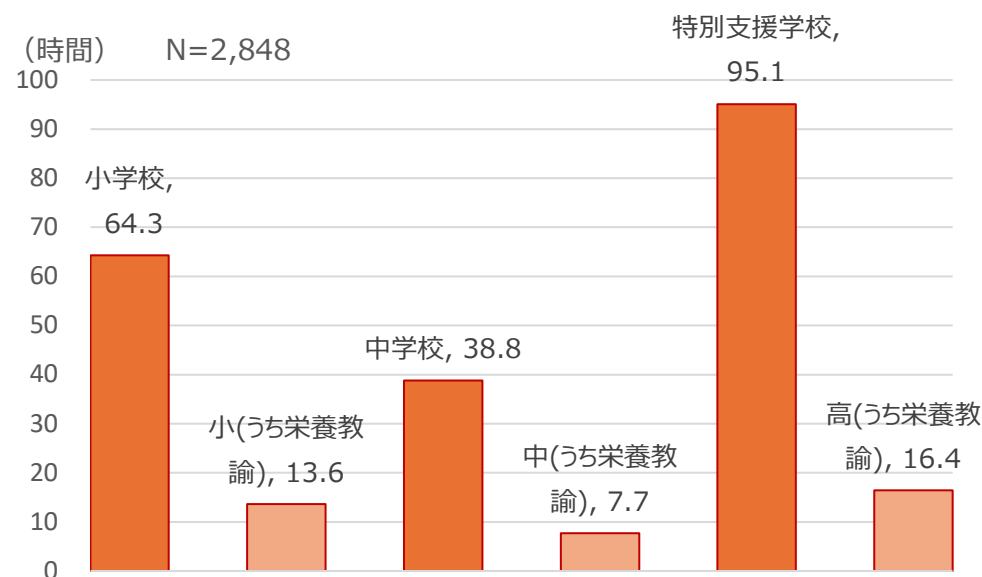
- ① 栄養管理（献立作成）  
学校給食実施基準に基づく、適切な栄養管理
- ② 衛生管理  
学校給食衛生管理基準に基づく危機管理、検食、保存食、調理指導 調理・配食 等

### (3) 学校の管理運営

- ① 組織運営  
経営方針策定、各種委員会、学年・学級運営、校務改善への参画
- ② 研修  
校内研修の企画、実施  
教育委員会等実施研修の受講
- ③ 保護者・地域住民等との連携協力  
関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
- ④ その他  
学校の安全計画等に基づく安全点検

出典：栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（平成29年3月文部科学省）及び「栄養教諭等による食に関する指導等の充実について（通知）」（令和7年4月30日付け7初健食第2号）を元に文部科学省作成

教科等における食に関する指導状況（年間指導時間）



出典：食に関する指導についての実態調査（令和5年3月 文部科学省）

### ○ 栄養教諭による教科指導等に関する免許法制上の解釈

栄養教諭の職務内容は、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に担うことであり、特定の教科の教授を担当することを目的とするものではない。栄養教諭の免許状については上記の職務を行う資質を担保するものであり、栄養教諭免許状を有する者であっても、特別非常勤講師として家庭や保健等の食の関連教材の教授を担当する場合には、特別非常勤講師としての届出が必要である。

# 養護教諭等と栄養教諭等の教職員定数の算定

## ① 養護教諭等

- 3学級以上の小学校及び中学校に各1人の養護教諭等の定数を算定。
- 児童の数が851人以上の小学校と生徒の数が801人以上の中学校に更に1人の養護教諭等の定数を算定。  
→児童の数が801人以上、生徒の数が751人以上にそれぞれ引き下げ【R8～】※今後、国会に義務標準法の一部を改正する法律案を提出予定
- 医師の常駐する医療機関(病院又は診療所)のない市町村又は離島で、2学級以下の小学校又は中学校の存するものに1人の割合で、養護教諭等の定数を算定。
- 特別支援学校に各1人の養護教諭等の定数を算定。児童生徒数61人以上の特別支援学校に更に1人の養護教諭等の定数を算定。
- 児童生徒に対する心身の健康への対応を行うために加配定数を措置。

(参考)近年の養護教諭の加配定数改善推移

	H27予算	H28予算	H29予算	H30予算	R1予算	R2予算	R3予算	R4予算	R5予算	R6予算	R7予算	R8予算案
総数	360	370	380	390	400	410	410	415	435	455	485	485
対前年度	+15	+10	+10	+10	+10	+10	±0	+5	+20	+20	+30	±0

## ② 栄養教諭、学校栄養職員

【単独実施校(学校給食を実施するための施設を置く学校)】

- 児童生徒数が550人以上の学校に1人、549人以下の学校については4校につき1人の割合で算定。
- 549人以下の単独実施校のみを1校から3校設置する市町村に1人の割合で算定。
- 学校給食を実施する特別支援学校に各1人の定数を算定。
- 児童生徒に対する食の指導への対応を行うために加配定数を措置。

【共同調理場(2以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)】

- 共同調理場の対象となる小学校及び中学校の児童生徒数が1,500人以下の共同調理場には1人、1,501人から6,000人までの共同調理場には2人、6,001人以上の調理場には3人の割合で算定。

(参考)近年の栄養教諭等の加配定数改善推移

	H27予算	H28予算	H29予算	H30予算	R1予算	R2予算	R3予算	R4予算	R5予算	R6予算	R7予算	R8予算案
総数	347	357	367	387	397	407	407	412	422	432	437	437
対前年度	+15	+10	+10	+20	+10	+10	±0	+5	+10	+10	+5	±0

# 養護教諭数と配置状況 <学校種別>

(令和8年5月1日現在)

区分	本務養護教諭数	学校数 (A)	本務養護教諭がいる学校数 (B)	配置率 (B/A) (%)
小学校	国立	66	66	100.0
	公立	18,533	18,291	95.6
	私立	244	250	82.4
	計	18,843	18,607	95.4
中学校	国立	71	67	100.0
	公立	8,962	8,982	93.8
	私立	443	778	54.2
	計	9,476	9,827	90.7
義務教育学校	国立	12	6	100.0
	公立	416	254	99.2
	私立	1	1	100.0
	計	429	261	99.2

区分	本務養護教諭数	学校数 (A)	本務養護教諭がいる学校数 (B)	配置率 (B/A) (%)
高等学校	国立	18	15	
	公立	4,546	3,426	
	私立	1,432	1,320	
	計	5,996	4,761	
中等教育学校	国立	9	4	4
	公立	58	35	35
	私立	18	19	15
	計	85	58	54
特別支援学校	国立	48	45	
	公立	1,836	1,134	
	私立	15	16	
	計	1,899	1,195	
(幼・高・特除く。全体)	国立	158	143	143
	公立	27,969	27,562	26,200
	私立	706	1,048	644
	計	28,833	28,753	26,987

(※) 出典：令和7年度学校基本調査

# 栄養教諭・学校栄養職員（栄養教諭等）数と配置状況＜学校種別＞

（令和5年5月1日現在）

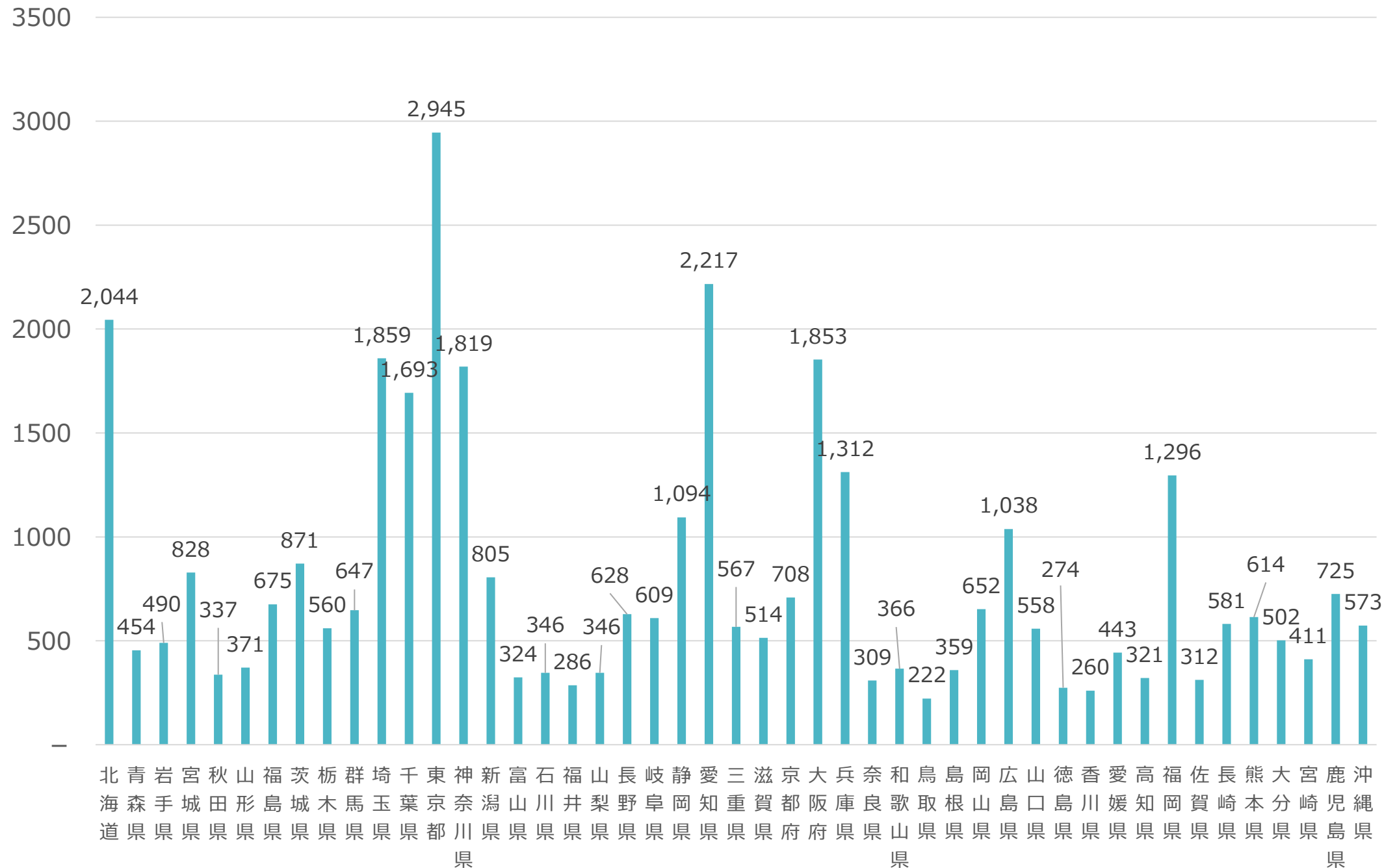
区分		完全給食を実施している学校数(A) (※1)	栄養教諭等配置数 (B)(※2)	配置率(B/A) (%)
小学校	国立	66	64	97.0
	公立	18,360	7,752	42.2
	私立	106	28	26.4
	計	18,532	7,844	42.3
中学校	国立	14	1	7.1
	公立	8,743	2,541	29.0
	私立	61	10	16.4
	計	8,818	2,552	28.9
義務教育学校	国立	5	5	100.0
	公立	199	119	138.8
	私立	0	0	0.0
	計	204	124	60.8

区分		完全給食を実施している学校数(A) (※1)	栄養教諭等配置数 (B)(※2)	配置率(B/A) (%)
中等教育学校	国立	0	0	0.0
	公立	26	13	50.0
	私立	7	0	0.0
	計	33	7,856	40.6
特別支援学校	国立	44	27	61.4
	公立	987	901	91.3
	私立	5	1	20.0
	計	1,036	929	89.9
全体(幼・高・特除く)	国立	85	70	82.4
	公立	27,328	10,425	38.1
	私立	174	38	21.8
	計	27,587	10,533	38.2

(※1) 出典：令和5年度学校給食実施状況調査

(※2) 出典：令和5年度学校基本調査

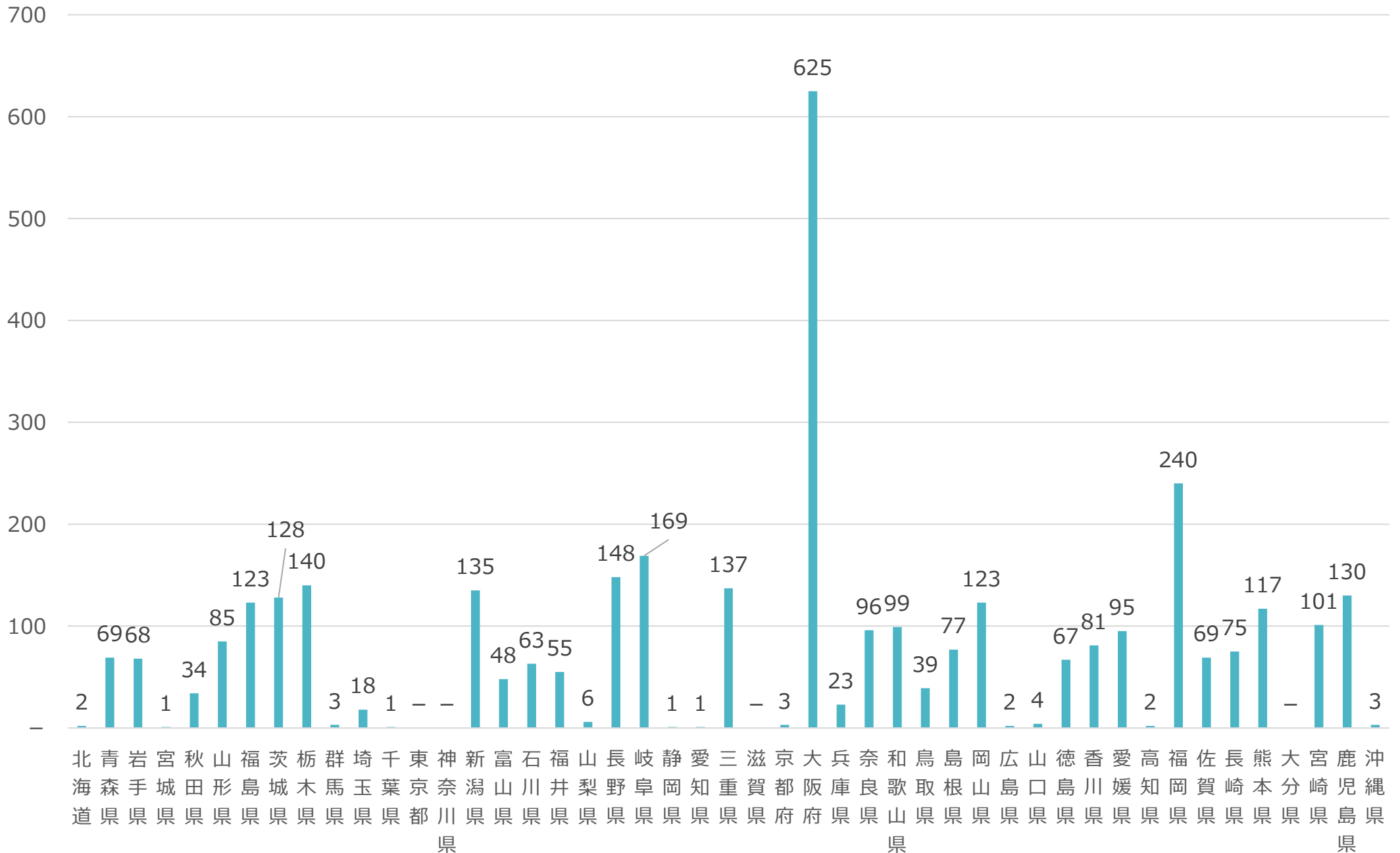
# 都道府県別教員数（養護教諭）



(※1) 出典：令和7年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校（全日制＋定時制）及び特別支援学校の合計値

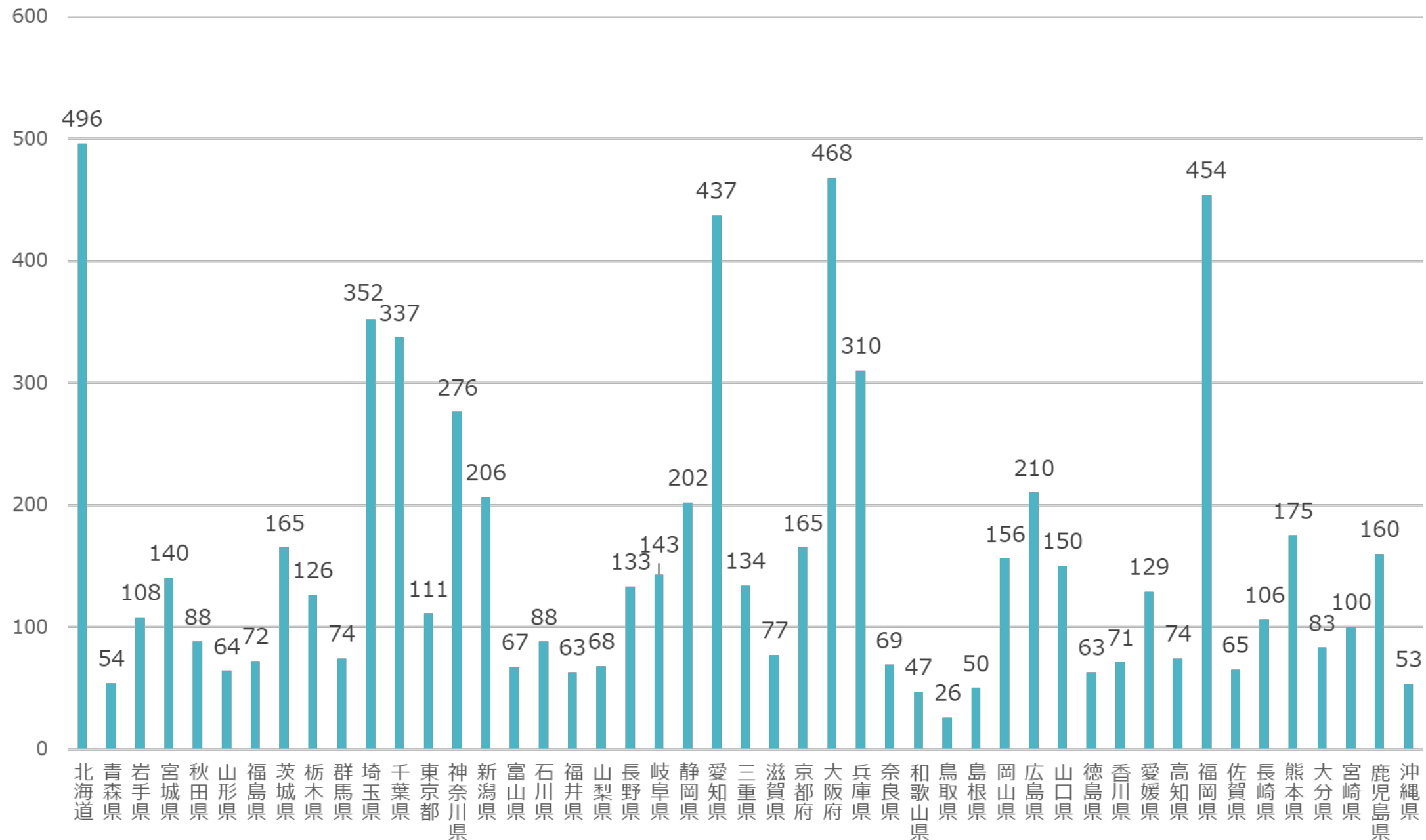
# 都道府県別教員数（養護助教諭）



(※1) 出典：令和7年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校（全日制+定時制）及び特別支援学校の合計値

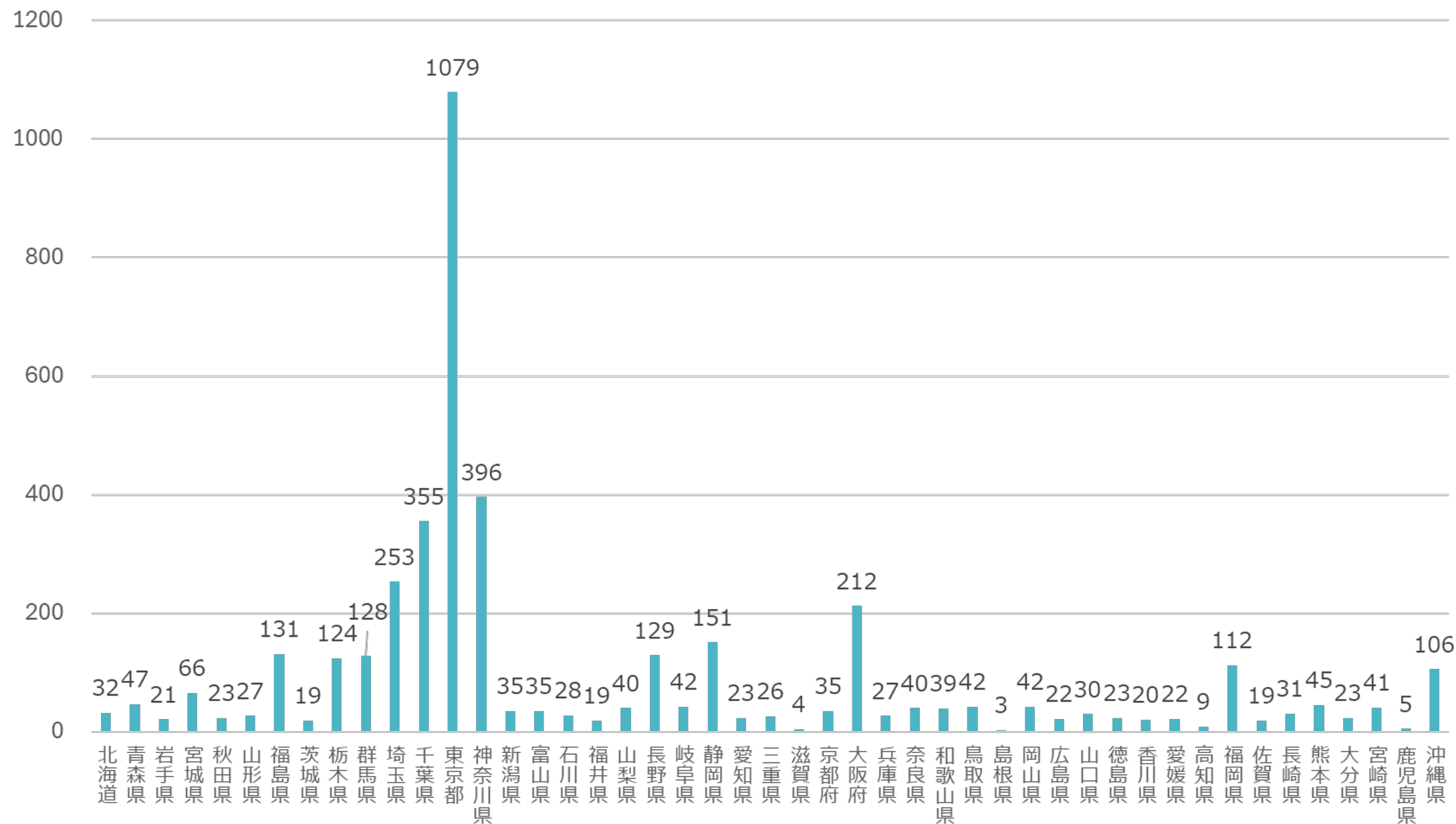
# 都道府県別教員数(栄養教諭)



(※1) 出典：令和7年度学校基本調査

(※2) 国公私の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校(全日制+定時制)及び特別支援学校の合計値

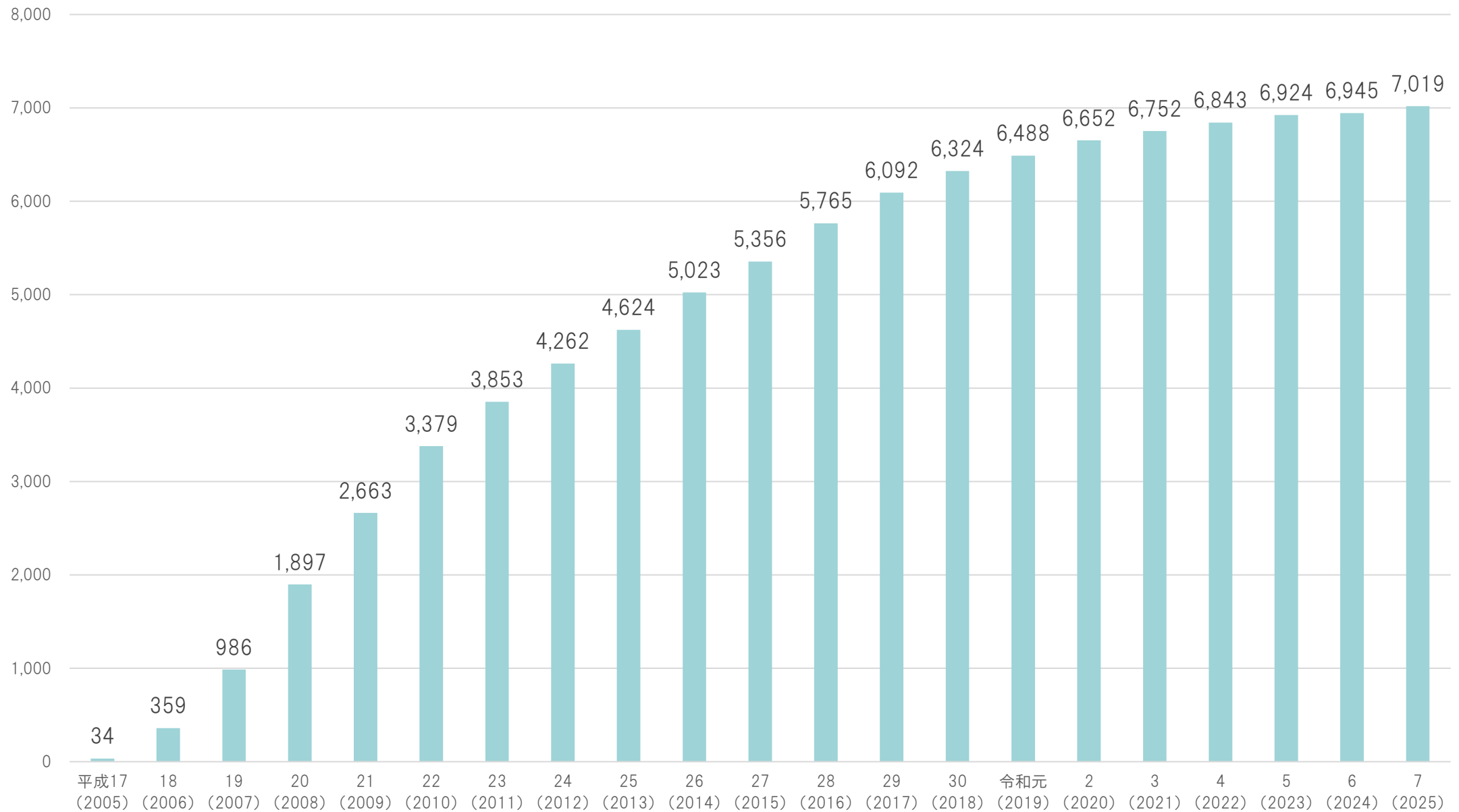
# 公立義務教育諸学校における都道府県別職員数(学校栄養職員)



(※1) 出典：令和7年度学校基本調査

(※2) 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

# 平成17～令和7年度栄養教諭配置数（公立義務教育諸学校）



# 公立義務教育諸学校における栄養教諭及び学校栄養職員の配置数における栄養教諭の割合 (令和7年5月1日現在)

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
北海道	481	32	93.8%
青森県	46	47	49.5%
岩手県	107	21	83.6%
宮城県	134	66	67.0%
秋田県	85	23	78.7%
山形県	63	27	70.0%
福島県	71	131	35.1%
茨城県	159	19	89.3%
栃木県	122	124	49.6%
群馬県	71	128	35.7%
埼玉県	342	253	57.5%
千葉県	333	355	48.4%
東京都	90	1079	7.7%
神奈川県	272	396	40.7%
新潟県	203	35	85.3%
富山県	66	35	65.3%
石川県	83	28	74.8%
福井県	61	19	76.3%
山梨県	60	40	60.0%
長野県	133	129	50.8%
岐阜県	135	42	76.3%
静岡県	198	151	56.7%
愛知県	434	23	95.0%
三重県	130	26	83.3%

都道府県	栄養教諭 配置数	学校栄養職員 配置数	栄養教諭の 割合
滋賀県	77	4	95.1%
京都府	156	35	81.7%
大阪府	451	212	68.0%
兵庫県	301	27	91.8%
奈良県	67	40	62.6%
和歌山県	46	39	54.1%
鳥取県	25	42	37.3%
島根県	50	3	94.3%
岡山県	153	42	78.5%
広島県	204	22	90.3%
山口県	135	30	81.8%
徳島県	62	23	72.9%
香川県	69	20	77.5%
愛媛県	124	22	84.9%
高知県	74	9	89.2%
福岡県	440	112	79.7%
佐賀県	63	19	76.8%
長崎県	97	31	75.8%
熊本県	168	45	78.9%
大分県	74	23	76.3%
宮崎県	95	41	69.9%
鹿児島県	157	5	96.9%
沖縄県	52	106	32.9%
全国	7019	4181	62.7%

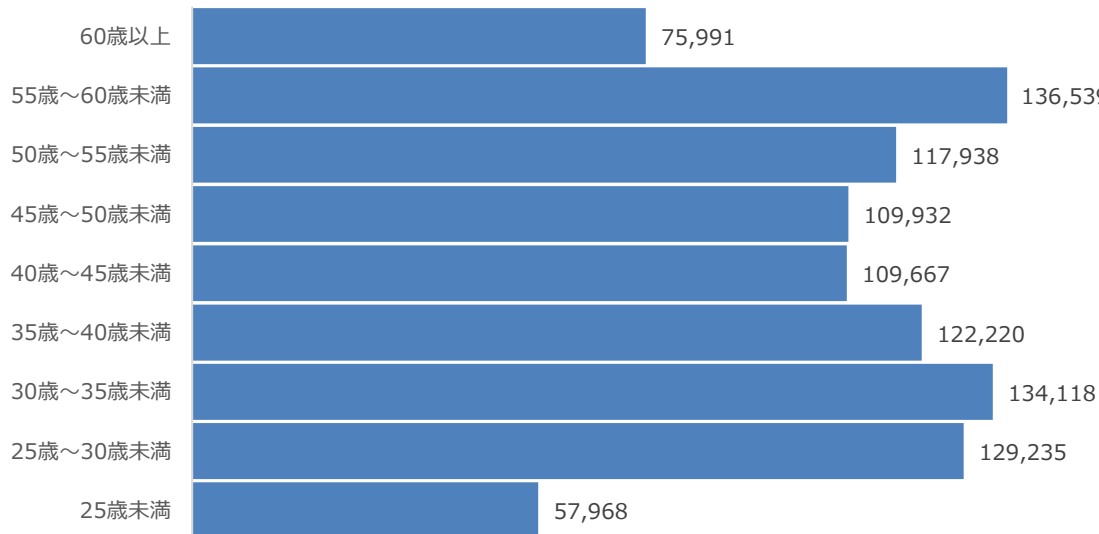
(※1) 出典：令和7年度学校基本調査

(※2) 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

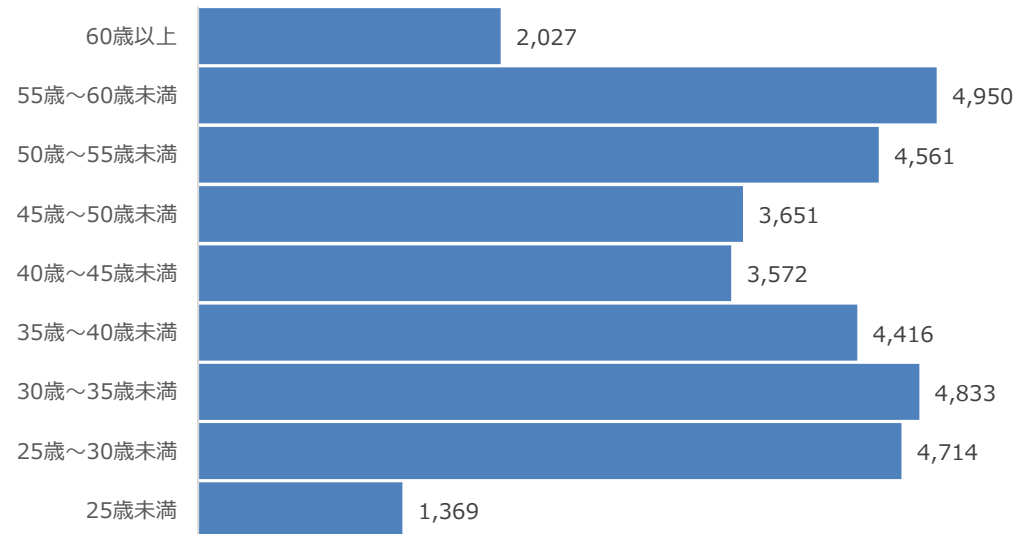
# 年齢別教員数

## 総計

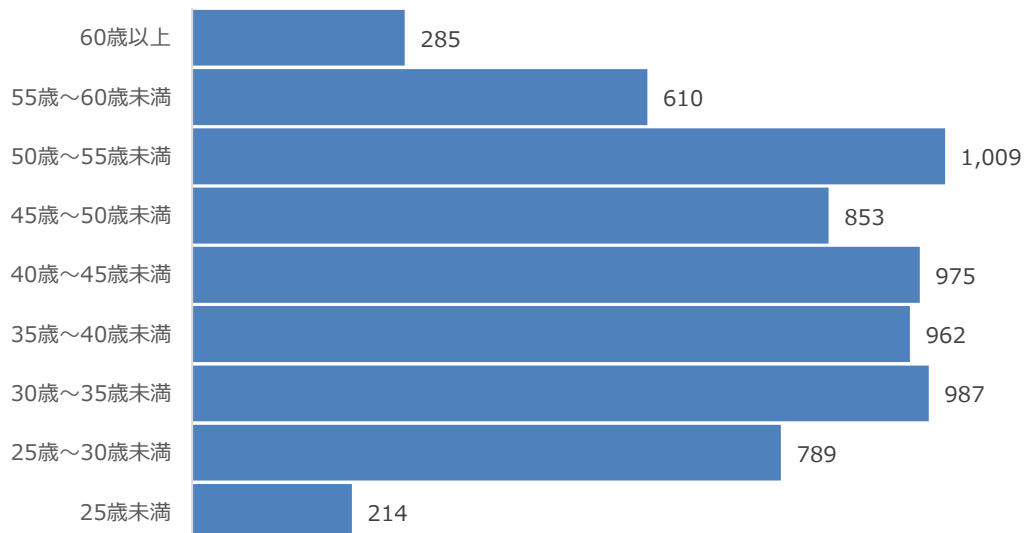
※ 本務教員の合計（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭）



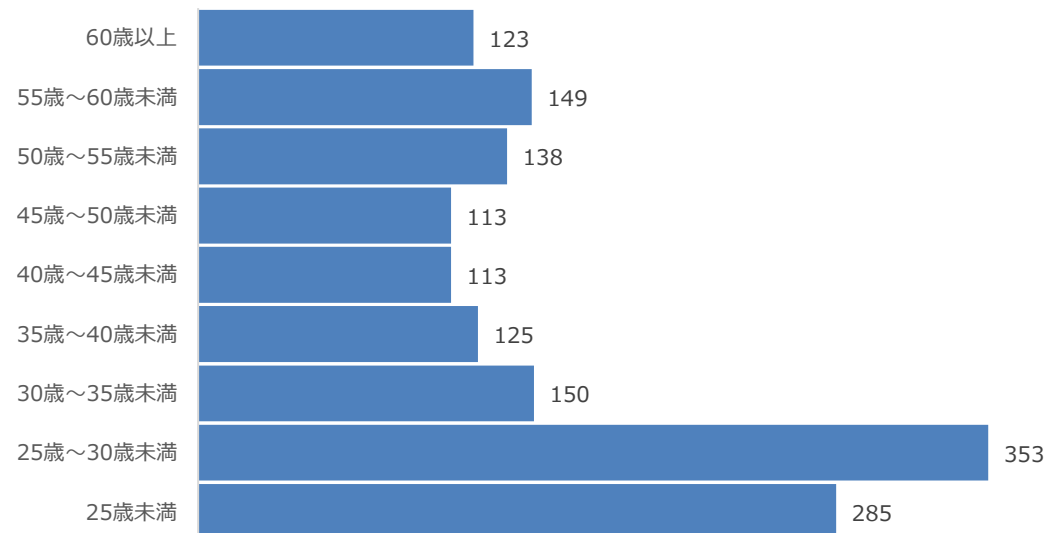
## 養護教諭



## 栄養教諭



## 養護助教諭



(※ 1) 出典：令和4年度学校教員統計調査

(※ 2) 国公私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の合計値

# (令和4年度) 養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議

「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方に係る議論の動向並びに当面する学校保健及び食育に関する課題等に対応するための方策等について検討を行うため、令和4年5月から同年12月にかけて有識者委員による意見交換を実施。

養護教諭及び栄養教諭の教職生涯を通じた資質能力の向上を見据えた際の課題となり得るものとして、以下の4点について検討を行い、学校関係者や教育委員会関係者、行政関係者等を含め、幅広い関係者における活発な議論が喚起されるよう、令和5年1月に議論の取りまとめを公表。

## (1) 求められる役割（職務の範囲）の明確化

【主な「考えられる検討の方向性」】

- ・職務の遂行のために必要な資質能力の方向性を明らかにし、国において取組を進めるとともに、それも踏まえた上で、各教育委員会において職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化すべき。
- ・管理職には、養護教諭及び栄養教諭に求められる役割（職務の範囲）等も踏まえた上で、校内の全ての教職員の能力を最大限発揮することができる校内体制の整備が求められる。
- ・養護教諭及び栄養教諭についても、校内での発信力の強化、学校経営への積極的な参画、他の教職員との連携による児童生徒等への指導への積極的な関与が求められる。

## (2) 「資質の向上に関する指標」を基軸とした養成と採用・研修の接続、連携

【主な「考えられる検討の方向性」】

- ・養護教諭や栄養教諭に係る「資質の向上に関する指標」の策定に当たっては、養護教諭や栄養教諭の養成・研修等に知見を有する近隣の大学等の参画・協力を求め、養護教諭や栄養教諭の職務の専門性を指標に適切に反映することが望ましい。
- ・新規採用の教師に対して求める資質については、大学等における教員養成の一つの出口を示すものであり、指標を基軸として、大学等と教育委員会等が連携することも有効。協議会における協議に当たっても、養護教諭や栄養教諭の養成・採用・研修の観点にも留意。

## (3) 新たな教員研修制度下における実効性のある研修機会の確保

【主な「考えられる検討の方向性」】

- ・新たな研修制度への移行に伴い、校内研修の重要性が更に増すことになることから、校長等の管理職のマネジメントにより校内の全ての教師が一体となった学び合いの場とすることが不可欠。

## (4) 職務遂行のインフラとしての ICT の積極的な活用

【主な「考えられる検討の方向性」】

- ・仮に養護教諭や栄養教諭について、ICT 環境の整備が遅れている現状があるのであれば、教育委員会等の責任において早急に整備を進めるべき。その上で活用が進んでいないとすれば、ICT の活用を負担としてではなく、効果的効率的な業務の推進のためのツールとして捉えて活用を進めていくことが不可欠。

# ◇ 養護教諭・栄養教諭の法的位置付け①

## 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

	養護教諭	栄養教諭
<b>任務</b>	幼児児童生徒の養護をつかさどる（※1）	幼児児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる
<b>幼稚園</b>	任意配置	任意配置
<b>小学校</b>	必置（※2）	任意配置
<b>中学校</b>	必置（※2）	任意配置
<b>義務教育学校</b>	必置（※2）	任意配置
<b>高等学校</b>	任意配置	任意配置
<b>中等教育学校</b>	必置（※2）	任意配置
<b>特別支援学校</b>	必置	任意配置

（※1） 養護教諭は、教育職員免許法附則第 14 項の規定により、当分の間、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

（※2） 学校教育法附則第 7 条の規定により、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

## ◇ 養護教諭・栄養教諭の法的位置付け②

### 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）

	養護教諭	栄養教諭
教員育成指標	対象	対象
教員研修計画	対象	対象
研修履歴の記録（※ 1）	対象	対象
初任者研修	義務付けなし（※ 2）	義務付けなし（※ 2）
中堅教諭等資質向上研修	義務付けなし（※ 2）	義務付けなし（※ 2）
指導改善研修	義務付けなし（※ 2）	義務付けなし（※ 2）
大学院修学休業	対象	対象

（※ 1）令和 5 年 4 月 1 日施行

（※ 2）法律上実施が義務付けられていないものの、任命権者の判断により、同様の研修を実施することが可能。

## II. 養成課程

# 養護教諭の免許状取得の方法について

免許状の種類		基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状		<u>修士の学位を有すること</u>	80単位
第1種免許状	イ 学士	<u>学士の学位を有すること</u>	56単位
	ロ 保健師	<u>保健師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること</u>	12単位
	ハ 看護師	<u>看護師免許を有すること、かつ、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること</u>	22単位
第2種免許状	イ 短期大学士	<u>短期大学士の学位を有すること、又は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること</u>	42単位
	ロ 保健師	<u>保健師免許を有すること</u>	-
	ハ 保健婦 (旧保健婦規則)	<u>旧保健婦規則により都道府県知事の保健婦免許を受けた者（国家試験を免除されて厚生労働大臣の免許を受けた者を含む）</u>	-

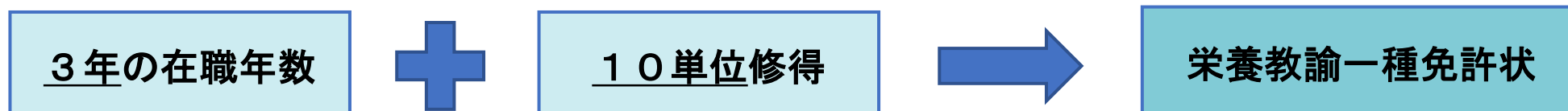
# 栄養教諭の免許状取得の方法について

## ○免許状取得要件

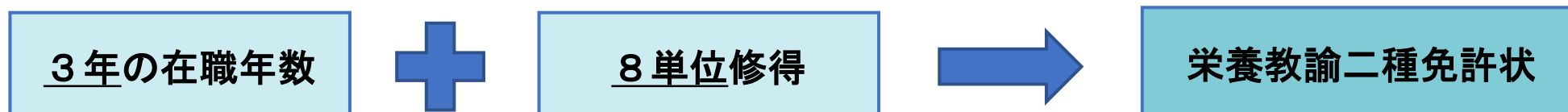
免許状の種類	基礎資格	必要とする最低単位数
専修免許状	<u>修士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること</u>	46単位
一種免許状	<u>学士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること</u>	22単位
二種免許状	<u>短期大学士の学位を有すること、かつ、栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士の免許を受けていること。</u>	14単位

## ○学校栄養職員から栄養教諭への移行措置

- ・管理栄養士免許保有者又は管理栄養士養成課程修了 + 栄養士免許保有者



- ・栄養士免許保有者又は管理栄養士免許保有者



※他の教員免許状を有している場合は、上記の在職年数及び単位数を更に軽減。

# 栄養教諭の免許状の在り方について

## 食に関する指導体制の整備について（答申）（平成16年1月20日 中央教育審議会）

- 免許状の種類を専修、一種、二種としつつ、一種を標準的なものとする
- 一種免許状取得のためには管理栄養士と同程度の内容の修得を求める
- 栄養教諭は管理栄養士免許を取得することが望ましく、二種免許状保有者には一種免許状取得の努力義務を課す

## 第2章 栄養教諭制度の創設

### 2 栄養教諭の資質の確保

栄養教諭に求められる資質能力を制度的に担保するため、栄養教諭制度の創設に当たっては、保健指導と保健管理をその職務とする養護教諭の例を参考としつつ、次に示す考え方に基づいて新たに栄養教諭の免許状を創設する必要がある。

#### (1) 栄養教諭の免許状の種類及び養成の在り方

##### 1. 免許状の種類

栄養教諭の免許状の種類は、大学院、大学、短期大学等の学校種別、修業年限や修得単位数に応じて多様な教員養成機関から栄養教諭になる途を開くことにより、教員組織全体の活性化を図るとともに、上位の免許状等の取得を目指すことによる現職教員の自発的な研修を促すため、複数の種類の免許状を設けることとし、普通免許状として専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類とする。

このうち、他の教諭等と同様に、**一種免許状は普通免許状の中で標準的なものとする。**

##### 3. 栄養に関する専門性の養成

栄養に関する専門性として、免許状の種類にかかわらず食に関する指導を行うための資質能力を身に付けるため、基礎資格として栄養士の免許を取得することが必要と考える。

さらに、栄養に関する深い専門的知識・技術を養うために、**標準的な免許状である一種免許状の取得のためには、管理栄養士養成のための教育課程と同程度の内容・単位数を修得することとすべきである。**このため、一種免許状を取得するための基礎資格としては、栄養士の免許に加えて管理栄養士免許を取得するために必要な程度の専門性を有することとすることが適当と考える。また、専修免許状を取得するための基礎資格としては、管理栄養士の免許を有することとすることが適当と考える。

#### (2) 栄養教諭の上位の免許状等取得のための方策

教員免許制度上、現職の教員が研修によって、自ら資質能力の向上を図ることが期待されており、これは栄養教諭についても同様である。このため、栄養教諭の二種免許状や一種免許状を有する者が、それぞれ一種免許状や専修免許状を取得しようとする場合に、栄養教諭としての一定の在職年数と、免許法認定講習等において一定の単位を修得することにより、都道府県教育委員会が行う教育職員検定を経て取得できる措置を講ずることが必要と考える。

この場合、**二種免許状を有する者には、養護教諭の場合と同様、標準である一種免許状取得の努力義務を課す**とともに、栄養教諭としての在職年数等に応じて修得が必要な最低単位数を一定限度まで逡減する措置を講ずることが必要と考える。

その際、**栄養教諭は生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応等についての児童生徒に対する個別指導を担うことから、管理栄養士免許を取得することが望ましく、**管理栄養士免許を取得した者には、栄養教諭としての在職年数や免許法認定講習等における単位修得について配慮することが必要である。

# 普通免許状の授与件数

(令和5年度)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	213	16,396	22,778	39,387
小学校	1,309	22,473	3,170	26,952
中学校	3,658	39,100	2,191	44,949
高等学校	4,522	50,291		54,813
特別支援学校	185	5,201	5,748	11,134
養護教諭	73	2,985	1,159	4,217
栄養教諭	17	1,028	407	1,452
特別支援学校自立教科等		32	2	34
合計	9,977	137,506	35,455	182,938

※ 高等学校教諭の普通免許状については、学士以上を要件としており、二種免許状は設けられていない。

(出典) 令和5年度教員免許状授与件数等調査

# 教職課程を有する大学等数

(令和3年4月1日現在)

区分	大学等数	教職課程を有する大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学等数							
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭	
大学	国立	82	76	92.7%	50	52	71	76	21	3	52
	公立	95	65	68.4%	12	5	44	52	18	21	7
	私立	603	467(23)	75.6%	205(13)	191(13)	400(16)	419(18)	92(4)	116	108(5)
	計	780	608(23)	76.2%	267(13)	248(13)	515(16)	547(18)	131(4)	140	167(5)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	14	7	50.0%	4	0	3		0	1	0
	私立	303	216(8)	70.1%	202(7)	21	35(1)		9	42	2
	計	317	223(8)	68.6%	206(7)	21	38(1)		9	43	2
合計		1097	831(31)	74.0%	473(20)	269(13)	553(17)	547(18)	140(4)	183	166(5)
大学院	国立	86	76	88.4%	49	53	70	76	31	9	49
	公立	86	37	43.0%	3	3	29	35	6	4	0
	私立	480	295(11)	62.0%	57(5)	71(5)	246(6)	269(9)	28	31	12(1)
	計	652	408(11)	63.2%	109(5)	127(5)	345(6)	380(9)	65	44	61(1)
専攻科	国立	13	13	100.0%	0	0	0	1	0	0	12
	公立	13	2	15.4%	0	1	0	0	0	0	1
	私立	46	17	37.0%	3	6	12	13	1	0	0
	計	72	32	44.4%	3	7	12	14	1	0	13
短期大学専攻科	国立	0	0	0.0%	0	0			0	0	0
	公立	2	1	50.0%	1	0			0	0	0
	私立	84	16	19.0%	10	2			5	0	0
	計	86	17	19.8%	11	2			5	0	0
(専門学校等) 養成機関	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	1	1		0	0			1	0	0
	私立	28	28		26	1			1	2	0
	計	36	36		26	1			8	2	1

※1 括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。

※2 通信教育課程を有する大学においても、教職課程の科目のうち教育実習等の一部の科目は通学昼間スクーリングで実施される。

# 養護教諭普通免許状取得における養護及び教職に関する科目について

区分	左記区分に含めることが必要な事項	専修	第1種				第2種	
			イ 学士	ロ 保健師	ハ 看護師	イ 短期大学士		
第二欄 養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4	○	左記○4科目に含まれる内容について3単位以上	○	左記○2科目についてそれぞれ2単位以上 左記■2科目について合わせて2単位以上	2
	学校保健	2	2	○		■		1
	養護概説	2	2	○		■		1
	健康相談活動の理論及び方法	2	2					2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2	○		○		2
	解剖学及び生理学	2	2					2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2					2
	精神保健	2	2					2
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10					10
第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	○	左記○3科目のうち1以上の科目について2単位以上	○	左記○3科目のうち1以上の科目について2単位以上	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）							
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）							
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			○		○		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			○		○		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）							
第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6				3	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）							
	生徒指導の理論及び方法							
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
第五欄 教育実践に関する科目	養護実習	5	5	○	2単位以上	○	2単位以上	4
	教職実践演習	2	2					2
第六欄	大学が独自に設定する科目	31	7					4
		80	56		12		22	42

# 栄養教諭普通免許状取得における栄養及び教職に関する科目について

区分		左項区分に含めることが必要な事項	栄養教諭		
			専修免許状	一種免許状	二種免許状
第二欄	栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	4	2
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
		食生活に関する歴史的及び文化的事項			
		食に関する指導の方法に関する事項			
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	6	3
		教育の方法及び技術(情報機器及び機材の活用を含む。)			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理解及び方法			
第五欄	教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2	2
		教職実践演習	2	2	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		24		
			46	22	14

## Ⅲ. 採用

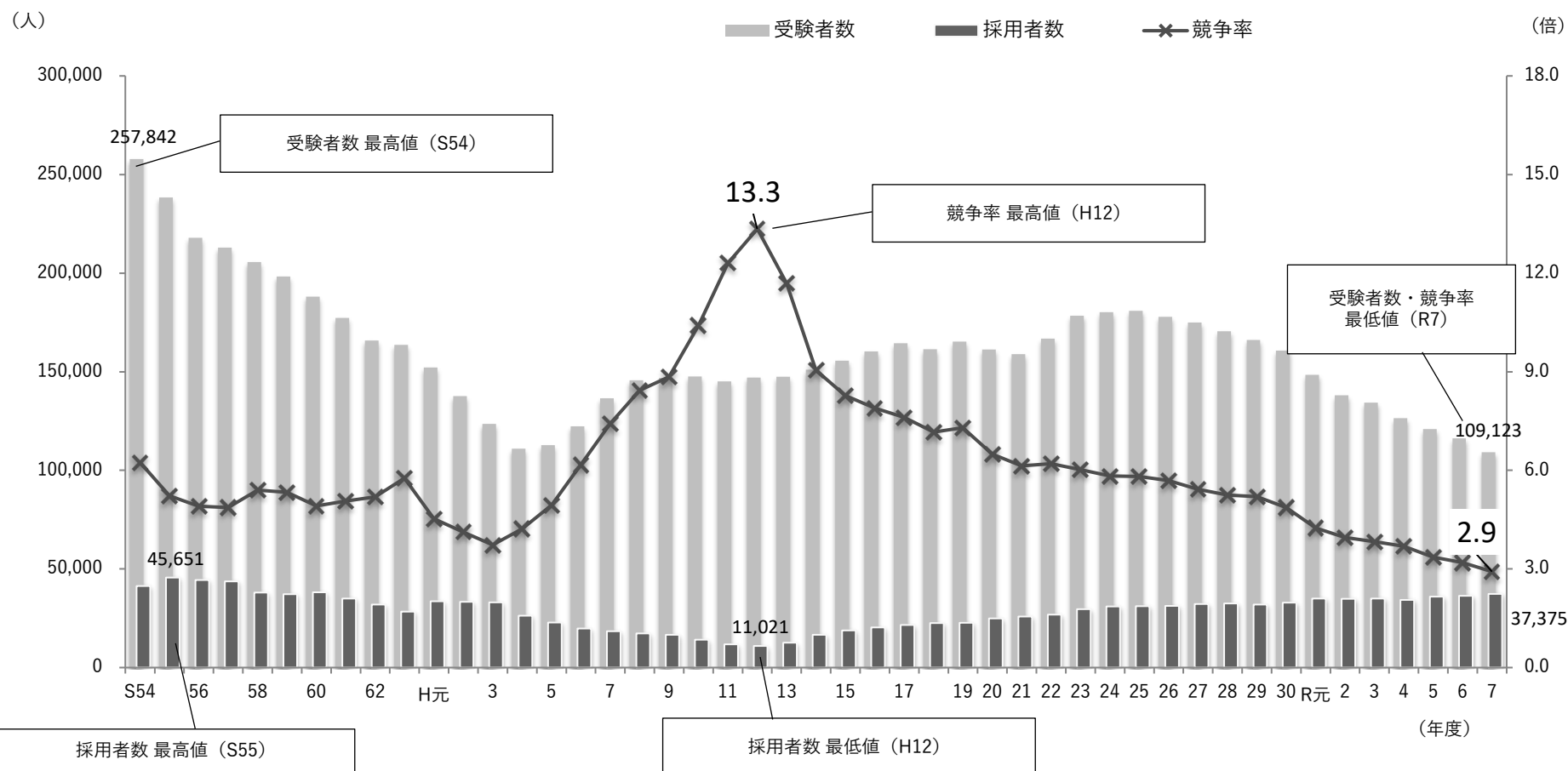
# 公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【総計】

○全体の競争率(採用倍率)は、2.9倍で、前年度の3.2倍から減少

- ・採用者総数は、37,375人で、前年度に比較して954人増加(昭和61年度以降最多)
- ・受験者総数は、109,123人で、前年度に比較して7,059人減少(過去最少)

(注)「総計」は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭の合計

総計 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



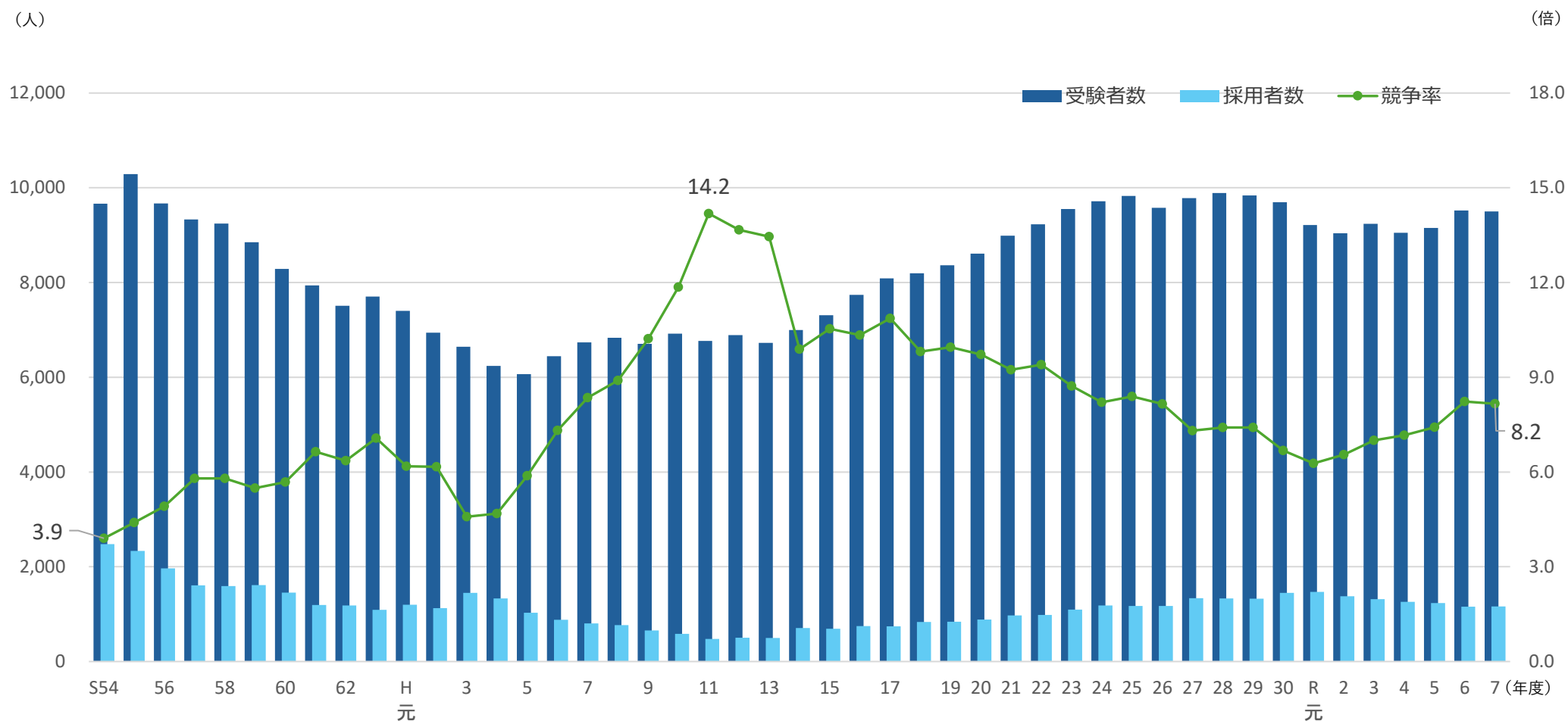
(出典) 文部科学省「令和7年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

# 公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【養護教諭】

○養護教諭の競争率（採用倍率）は、8.2倍で、前年度の8.2倍と同水準

- ・ 採用者数は、1,164人で、前年度に比較して7人増加
- ・ 受験者数は、9,499人で、前年度に比較して23人減少

養護教諭 受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移

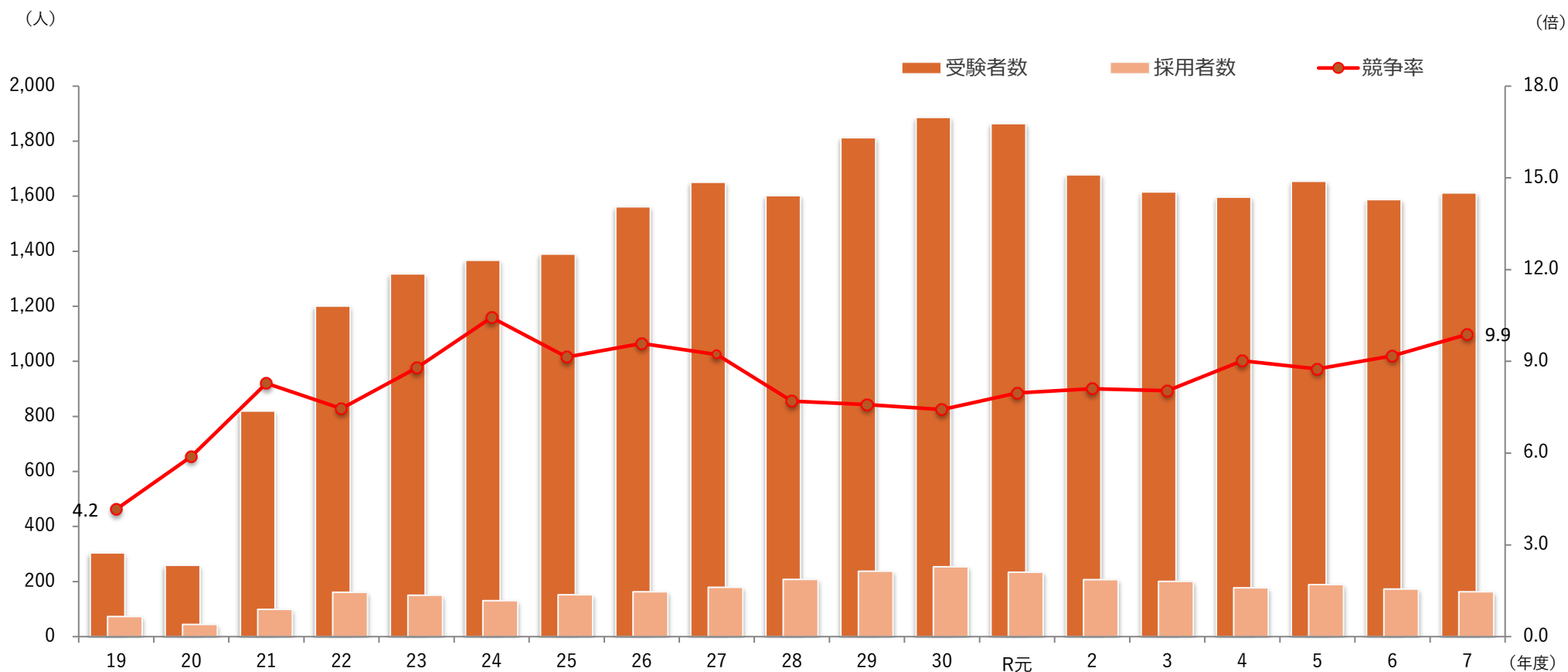


# 公立学校の教員採用選考試験における受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)【栄養教諭】

○栄養教諭の競争率(採用倍率)は、9.9倍で、前年度の9.2倍から上昇

- ・採用者数は、163人で、前年度に比較して10人減少
- ・受験者数は、1,612人で、前年度に比較して24人増加

栄養教諭 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



# 公立学校教員採用選考試験における受験者数の内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計	
受験者	国立教員養成 大学・学部	人数	7,920 (7,710)	5,150 (5,186)	2,391 (2,320)	1,165 (1,188)	1,234 (1,151)	5 (3)	17,865 (17,558)
		比率	23.0% (21.1%)	14.1% (13.2%)	12.1% (10.8%)	16.1% (15.0%)	13.0% (12.1%)	0.3% (0.2%)	16.4% (15.1%)
	一般大学 ・学部	人数	24,156 (26,060)	28,428 (30,554)	14,542 (15,870)	5,382 (6,009)	6,657 (6,620)	1,284 (1,284)	80,449 (86,397)
		比率	70.2% (71.5%)	77.6% (77.8%)	73.8% (74.1%)	74.2% (75.9%)	70.1% (69.5%)	79.7% (80.9%)	73.7% (74.4%)
	短期大学等	人数	1,025 (1,203)	574 (635)	79 (106)	208 (208)	1,393 (1,533)	264 (252)	3,543 (3,937)
		比率	3.0% (3.3%)	1.6% (1.6%)	0.4% (0.5%)	2.9% (2.6%)	14.7% (16.1%)	16.4% (15.9%)	3.2% (3.4%)
	大学院	人数	1,333 (1,486)	2,469 (2,898)	2,693 (3,126)	497 (513)	215 (218)	59 (49)	7,266 (8,290)
		比率	3.9% (4.1%)	6.7% (7.4%)	13.7% (14.6%)	6.9% (6.5%)	2.3% (2.3%)	3.7% (3.1%)	6.7% (7.1%)
	計	人数	34,434 (36,463)	36,621 (39,278)	19,705 (21,425)	7,252 (7,920)	9,499 (9,522)	1,612 (1,588)	109,123 (116,196)

# 公立学校教員採用選考試験における採用者数の内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計	
採用者	国立教員養成 大学・学部	人数	4,892 (4,671)	2,386 (2,267)	824 (773)	741 (691)	259 (255)	1 (1)	9,103 (8,658)
		比率	28.6% (27.8%)	23.5% (23.1%)	16.0% (15.7%)	20.3% (19.5%)	22.3% (22.0%)	0.6% (0.6%)	24.4% (23.8%)
	一般大学 ・学部	人数	11,089 (11,024)	6,896 (6,611)	3,486 (3,245)	2,575 (2,554)	785 (754)	140 (149)	24,971 (24,337)
		比率	64.9% (65.6%)	67.8% (67.3%)	67.7% (66.0%)	70.5% (71.9%)	67.4% (65.2%)	85.9% (86.1%)	66.8% (66.8%)
	短期大学等	人数	397 (431)	131 (135)	30 (52)	85 (83)	87 (113)	18 (20)	748 (834)
		比率	2.3% (2.6%)	1.3% (1.4%)	0.6% (1.1%)	2.3% (2.3%)	7.5% (9.8%)	11.0% (11.6%)	2.0% (2.3%)
	大学院	人数	700 (667)	755 (817)	812 (847)	249 (223)	33 (35)	4 (3)	2,553 (2,592)
		比率	4.1% (4.0%)	7.4% (8.3%)	15.8% (17.2%)	6.8% (6.3%)	2.8% (3.0%)	2.5% (1.7%)	6.8% (7.1%)
	計	人数	17,078 (16,793)	10,168 (9,830)	5,152 (4,917)	3,650 (3,551)	1,164 (1,157)	163 (173)	37,375 (36,421)

# 公立学校教員採用選考試験における採用率の内訳

区 分		小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	養護教諭	栄養教諭	計
採用率 (%)	国立教員養成 大学・学部	61.8% (60.6%)	46.3% (43.7%)	34.5% (33.3%)	63.6% (58.2%)	21.0% (22.2%)	20.0% (33.3%)	51.0% (49.3%)
	一般大学	45.9% (42.3%)	24.3% (21.6%)	24.0% (20.4%)	47.8% (42.5%)	11.8% (11.4%)	10.9% (11.6%)	31.0% (28.2%)
	短期大学等	38.7% (35.8%)	22.8% (21.3%)	38.0% (49.1%)	40.9% (39.9%)	6.2% (7.4%)	6.8% (7.9%)	21.1% (21.2%)
	大学院	52.5% (44.9%)	30.6% (28.2%)	30.2% (27.1%)	50.1% (43.5%)	15.3% (16.1%)	6.8% (6.1%)	35.1% (31.3%)
	計	49.6% (46.1%)	27.8% (25.0%)	26.1% (22.9%)	50.3% (44.8%)	12.3% (12.2%)	10.1% (10.9%)	34.3% (31.3%)

# 所属校種別保有免許状種別の割合

単位：%

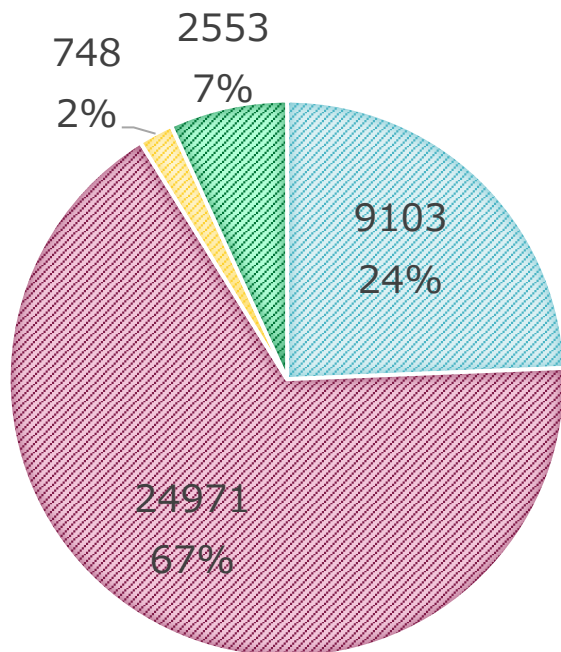
所属校種	保有免許状					
	養護教諭			栄養教諭		
	専修	一種	二種	専修	一種	二種
幼稚園	2.1	66.9	31.1	0	47.1	52.9
幼保連携型 認定こども園	6.7	51.0	42.3	12.8	26.7	60.6
小学校	4.1	82.8	13.1	0.6	78.4	20.9
義務教育学校	3.6	80.9	15.5	2.7	78.7	18.7
中学校	4.9	77.0	18.2	0.9	73.6	25.5
中等教育学校	4.0	82.7	13.3	0	100	0
高等学校	7.4	80.8	11.7	11.1	66.7	22.2
特別支援学校	6.1	81.6	12.4	0.7	77.7	21.5

# 公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳

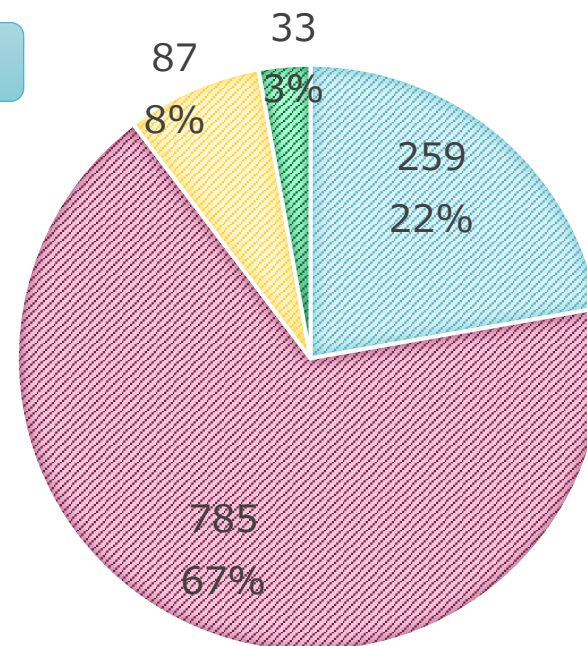
■ 国立教員養成大学・学部
 ■ 一般大学・学部
 ■ 短期大学等
 ■ 大学院

## 総計

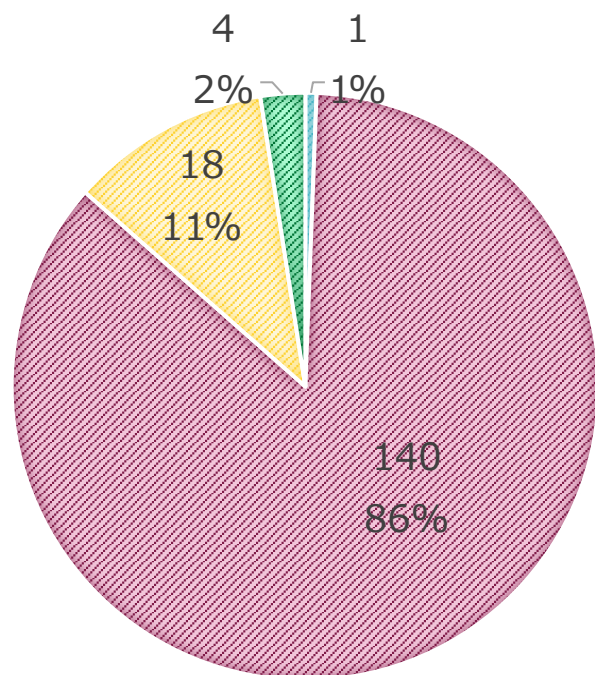
※小・中・高等学校の教員のほか、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭を含む。



## 養護教諭



## 栄養教諭



(出典) 文部科学省「令和7年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

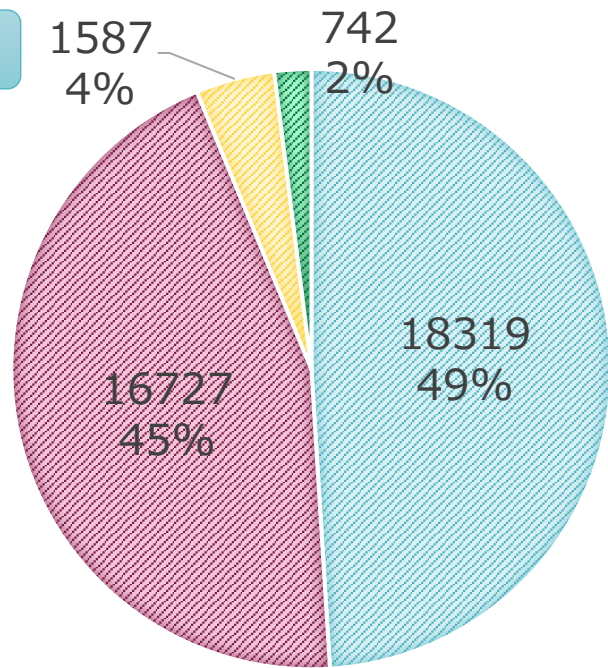
(注1) 「国立教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。

(注2) 「短期大学等」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等専門学校、高等学校、専修学校等出身者を含む。

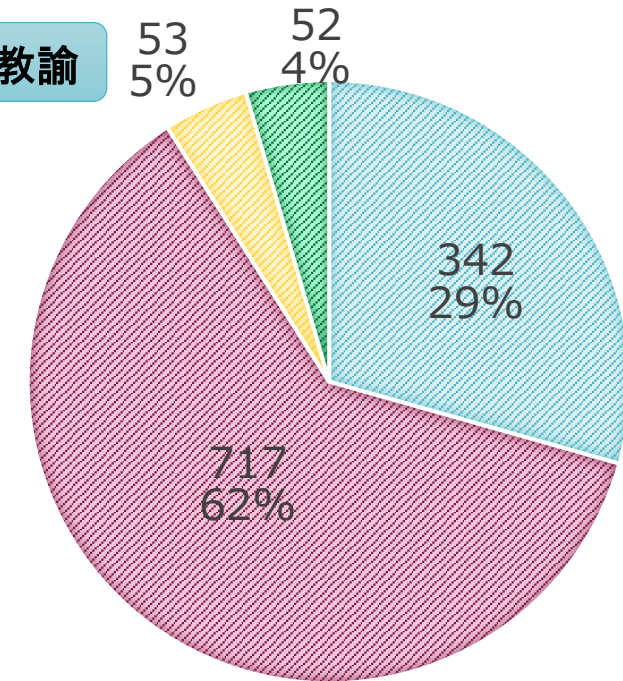
# 公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳

■ 新規学卒者 ■ 教職経験者 ■ 民間企業等経験者 ■ その他既卒者

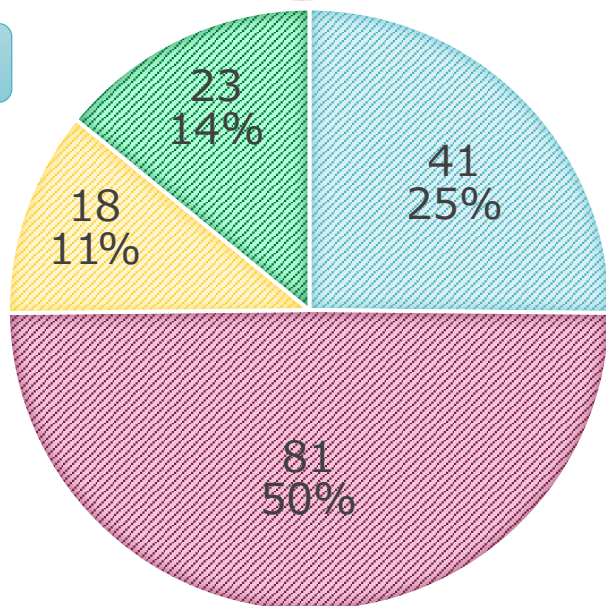
## 総計



## 養護教諭



## 栄養教諭



(出典)文部科学省「令和7年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1)「教職経験者」とは公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。

(注2)「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。

栄養教諭については、**新規採用募集がなく、栄養教諭免許を持っていても、栄養教諭ではなく学校栄養職員等としてしか入職できないケースが存在。**

## 教師の採用等の改善に係る取組について（通知）

（4 教教人第27号令和5年1月10日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知）

### 3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築

絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で、学校の教職員組織は、同じような背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との関わりを持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが望まれます。

また、多様な専門性を有する教職員集団を構築するためには、外部の人材を活用することにとどまらず、教師自身が、全ての教師に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて、新たな領域の専門性を身に付けるなどの強みを伸ばすことが重要となります。教師の採用に当たっても、令和2年度から順次実施されている学習指導要領等の改訂を踏まえつつ、教職課程と大学等で展開される多様な授業科目の学修成果や大学等の内外を通じた様々な経験などを考慮し、学校現場における今日的な教育課題に対応した特定分野に強みや専門性を持った人材の採用に努めてください。その際、特に以下の点に留意してください。

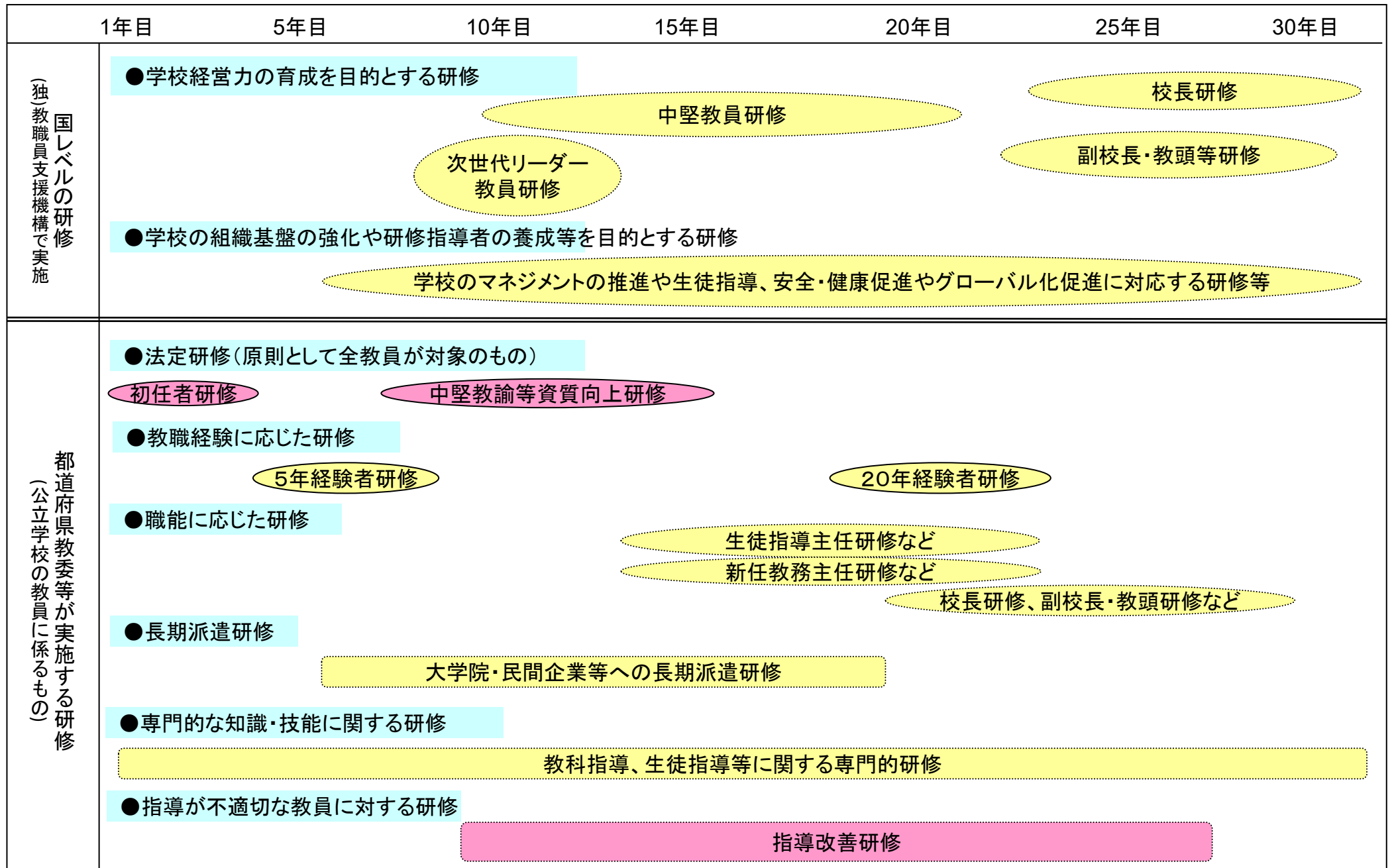
#### （8）食に関する指導の充実に向けた栄養教諭の計画的な採用

平成17年の栄養教諭制度の創設以降、各地域において栄養教諭の任用・配置が進んでいるところですが、地域間においてその状況に差異が見られるところです。

令和答申において指摘されているとおり、ますます多様化する社会の変化の中で、子供たちの置かれている生活環境も様々であり、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が求められています。栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして担うことを職務としており、偏食や肥満・痩身、食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等に適切に対応し、食に関する指導を充実させるためにも、新規採用や学校栄養職員からの速やかな移行を含め、栄養教諭の計画的な採用を進めていただくようお願いいたします。

## IV. 研修

# 教員研修の実施体系



法定研修
  法定研修以外の研修

# 初任者研修の概要

1. 目的 : 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得させる
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者  
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、**養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない**。（なお、研修実施者の判断により、法律上初任者研修の実施が義務付けられていない者に対して同様の研修を実施することは可能）
3. 実施者 : 研修実施者（都道府県・指定都市教育委員会、中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会）  
※幼稚園については、任命権者（ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会）
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第23条（昭和63年制度創設、平成元年度から実施）
5. 研修内容 : 研修実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した例>

## I. 校内研修

時間数：週10時間以上、年間300時間以上  
 指導教員を中心とする指導及び助言

## II. 校外研修

日数：年間25日間以上  
 ①教育センター等における教科等に関する専門的な指導  
 ②企業・福祉施設等での体験研修  
 ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修  
 ④宿泊研修

## 初任者研修の実施状況

### ○研修対象者数

小学校：15,958人 中学校：8,973人  
 高等学校：4,346人 特別支援学校：2,988人 計32,265人

### ○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・サービス、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

### ○初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.0時間	7.0時間	8.3時間	7.5時間

### ○初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
14.9日	14.8日	15.6日	15.1日

# 中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的 : 教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等 (指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)  
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、**養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない**。(なお、研修実施者の判断により、法律上中堅教諭等資質向上研修の実施が義務付けられていない者に対して同様の研修を実施することは可能)  
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標  
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者 : 研修実施者 (都道府県・指定都市教育委員会、中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)  
※幼稚園については、任命権者 (ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第24条 (平成29年度から実施) ※前身の十年経験者研修は平成15年度から実施
5. 研修内容 : 研修実施者が定める

＜十年経験者研修 (中堅教諭等資質向上研修の前身) について文部科学省が教育委員会に示した例＞

※中堅教諭等資質向上研修においては、日数の例を示していない

## I. 長期休業期間等の研修

日数 : 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所 : 教育センター等

講師 : ベテラン教員、指導主事

内容 : 教科指導、生徒指導等に関する研修

## II. 課業期間の研修

日数 : 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所 : 主として学校内

指導助言 : 校長、教頭、教務主任等

内容 : 授業研究、教材研究等

## 中堅教諭等資質向上研修の実施状況

### ○研修対象者数

小学校 : 15,760人    中学校 : 9,319人  
高等学校 : 6,358人    特別支援学校 : 3,905人  
幼稚園 : 463人    幼保連携型認定こども園 : 464人    計36,269人

### ○研修の年間実施日数 (平均)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
16.2日	16.2日	16.5日	16.6日	9.9日	10.3日

### ○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育・男女共同参画、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

出典 : 文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況 (令和5年度) 調査結果  
※調査対象 : 128都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

# 指導改善研修の概要

1. 目的 : 児童等に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図る
2. 対象者 : 公立の小学校等の**教諭等**のうち、児童等に対する指導が不適切であると認定した者  
※教諭等とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことを指し、**養護教諭、養護助教諭、栄養教諭は含まれない**。(なお、任命権者の判断により、法律上指導改善研修の実施が義務付けられていない者に対して同様の研修を実施することは可能)
3. 実施者 : 任命権者
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第25条等 (平成20年度から実施)
5. 研修内容 : 任命権者が定める

※実施日数については、教育公務員特例法において「一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる」とされている。

## (指導改善研修後の措置)

任命権者が、指導改善研修後も指導の改善が不十分で、児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める場合には、免職その他の必要な措置を講ずる。

# 令和6年度公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標策定に関するアンケート調査

## 調査の概要

実施主体：独立行政法人教職員支援機構

調査対象：67自治体（47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会）

調査期間：令和6年10月（基準日：令和6年10月1日）

調査方法：メールによる質問紙調査

回収件数：68（1自治体のみ、学校教育関係課室と幼児教育関係課室のそれぞれから回答いただいたため。）

職種	令和5年度までに作成	令和6年度に修正予定	令和6年度に作成予定
校長	67	4	0
副校長	46	2	0
教頭	55	3	1
主幹教諭	44	1	0
指導教諭	24	0	0
教諭	67	5	0
助教諭	11	0	0
養護教諭	66	8	0
養護助教諭	9	1	0
栄養教諭	65	7	0
（幼稚園）園長	31	2	2
（幼稚園）副園長	17	1	2
（幼稚園）教諭	35	2	3
主幹保育教諭	11	0	2
指導保育教諭	11	0	1
保育教諭	19	0	4
助保育教諭	8	0	1
事務職員	17	2	1
寄宿舎教諭	1	0	0
実習教諭	1	0	0
実習助手	4	0	0
その他	15	2	1

# 養護教諭の初任者・中堅を対象とした研修実施状況詳細①

## 調査概要

実施主体：文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課  
 調査対象：130団体（47都道府県・20指定都市・62中核市教育委員会、  
 1複数の自治体による広域連携地区） 回収件数：129（99%）  
 調査期間：令和8年1月（基準日：令和6年度）  
 調査方法：webアンケートシステムによる質問紙調査

## 養護教諭 【初任者対象】

### 研修対象有無・対象者数合計

	対象者あり	対象者数
都道府県（47）	47	1088
指定都市（19）	19	179
中核市等（63）	45	98
計（129）	111	1365

※中核市等には複数の自治体による広域連携地区1件を含む。以下同じ。

### 研修実施方式

	団体数
拠点校方式	39
メンター方式	36
その他の方式	56

### 他自治体との合同実施

	団体数
都道府県において、域内の自治体（指定都市除く）と合同で実施	47
都道府県において、域外の自治体（指定都市含む）と合同で実施	3
指定都市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	2
中核市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	32

### 研修内容別実施割合

	校内	校外
児童生徒性暴力等の防止等	47	57
公務員倫理・服務	78	87
セクシュアル・ハラスメント	50	62
危機管理	78	78
勤務時間を意識した働き方	52	64
メンタルヘルス	72	87
対人関係能力（コミュニケーション能力）	60	78
保護者との関係づくり	82	74
地域との連携・協働	80	62
学校間連携	61	61
健康診断	89	85
健康観察	87	83
救急処置	88	86
疾病の予防と管理（感染症含む）	87	88
アレルギー疾患の対応	78	84
心身の健康課題	84	84
保健室経営計画	86	85
学校環境衛生	86	76
保健組織活動（学校保健委員会含む）	89	80
保健教育（性に関する指導を含む）	87	86
薬物乱用防止教育	63	57

### 研修実施時間・日数平均

	時間又は日数
校内研修（週あたり時間数）	2.0
校外研修（年間日数）	11.2
宿泊研修（年間日数）	2.6
夏季休業期間（年間日数）	2.8
上記以外の校外（年間時間数）	4.1

### 大学・大学院との連携

	団体数
大学・大学院の講座等を研修の一部に活用	0
研修教材等を協同で作成	2
養成段階との連携を意識した研修内容を議論	15
研修内容やプログラムを協同作成	2
個々人に応じた研修プログラムを協同作成	0
大学や大学院へ講師の派遣を依頼	48
受講者の評価を大学・大学院と協力して行う	0
研修の一部を大学・大学院の単位として認定	0

### 国立・私立教員の受入

	団体数
一つ以上の研修で国立附属学校教員を受入	25
一つ以上の研修で私立学校教員を受入	10

### 研修内容の弾力的実施

	団体数
教職大学院修了者に対する一部免除	9
教職大学院修了者に対する高度な内容実施	0
臨任経験者等に対する一部免除	5
「教師養成塾」等の受講者に対する一部免除	0
民間企業等経験者等に対する一部免除	1

# 養護教諭の初任者・中堅を対象とした研修実施状況詳細②

## 養護教諭 【中堅等対象】

### 研修対象有無・対象者数合計

	対象者あり	対象者数
都道府県（47）	46	920
指定都市（19）	19	191
中核市等（63）	48	167
計（129）	113	1278

### 研修対象者の設定方法

	団体数
単年で設定した教職経験年数の者	71
前・後期等の複数年で設定した教職経験年数の者	117
連続する複数年で設定した教職経験年数の者	117

### 他自治体との合同実施

	団体数
都道府県において、域内の自治体（指定都市除く）と合同で実施	36
都道府県において、域外の自治体（指定都市含む）と合同で実施	3
指定都市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	0
中核市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	30

### 研修実施時間・日数平均

	時間又は日数
研修実施日数（年間日数）	9.0
オンデマンド研修（年間時間数）	7.0
夏季休業期間（年間日数）	2.3

### 研修内容別実施団体割合（%）

	実施割合
児童生徒性暴力等の防止等	49
公務員倫理・サービス	73
セクシュアル・ハラスメント	43
危機管理	76
勤務時間を意識した働き方	46
メンタルヘルス	61
対人関係能力（コミュニケーション能力）	64
保護者との関係づくり	66
地域との連携・協働	61
学校間連携	52
健康診断	59
健康観察	60
救急処置	70
疾病の予防と管理（感染症含む）	65
アレルギー疾患の対応	65
心身の健康課題	76
保健室経営計画	67
学校環境衛生	57
保健組織活動（学校保健委員会含む）	68
保健教育（性に関する指導を含む）	78
薬物乱用防止教育	50

### 研修対象者の勤務年数

	団体数	団体数
4年目	117	117
5年目	117	116
6年目	117	115
7年目	117	115
8年目	117	115
9年目	117	115

### 大学・大学院との連携

	団体数
大学・大学院の講座等を研修の一部に活用	8
研修教材等を協同で作成	1
養成段階との連携を意識した研修内容を議論	10
研修内容やプログラムを協同作成	2
個々人に応じた研修プログラムを協同作成	1
大学や大学院へ講師の派遣を依頼	54
受講者の評価を大学・大学院と協力して行う	0
研修の一部を大学・大学院の単位として認定	0

### 国立・私立教員の受入

	団体数
一つ以上の研修で国立附属学校教員を受入	34
一つ以上の研修で私立学校教員を受入	6

### 免許法認定講習との相互認定

	団体数
中堅等対象研修を免許法認定講習として認定を受けている	3
免許法認定講習で取得した単位により中堅等対象研修の一部を代替	5

# 栄養教諭の初任者・中堅を対象とした研修実施状況詳細①

## 栄養教諭 【初任者対象】

### 研修対象有無・対象者数合計

	対象者あり	対象者数
都道府県（47）	31	201
指定都市（19）	17	65
中核市等（63）	16	40
計（129）	64	306

### 研修実施方式

	団体数
拠点校方式	26
メンター方式	22
その他の方式	47

### 他自治体との合同実施

	団体数
都道府県において、域内の自治体（指定都市除く）と合同で実施	34
都道府県において、域外の自治体（指定都市含む）と合同で実施	4
指定都市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	3
中核市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	21

### 研修内容別実施割合

	校内	校外
児童生徒性暴力等の防止等	33	38
公務員倫理・服務	62	64
セクシュアル・ハラスメント	38	40
危機管理	57	60
勤務時間を意識した働き方	43	44
メンタルヘルス	48	56
対人関係能力（コミュニケーション能力）	53	57
保護者との関係づくり	59	57
地域との連携・協働	62	51
学校間連携	53	46
食に関する指導（全体計画）	64	68
食に関する指導（給食指導）	67	71
食に関する指導（教科等）	66	69
食に関する指導（個別相談指導）	62	65
給食管理（栄養管理）	65	67
給食管理（衛生管理）	65	68

### 研修実施時間・日数平均

	時間又は日数
校内研修（週あたり時間数）	2.5
校外研修（年間日数）	10.0
宿泊研修（年間日数）	3.0
夏季休業期間（年間日数）	2.4
上記以外の校外（年間時間数）	3.1

### 大学・大学院との連携

	団体数
大学・大学院の講座等を研修の一部に活用	1
研修教材等を協同で作成	2
養成段階との連携を意識した研修内容を議論	16
研修内容やプログラムを協同作成	1
個々人に応じた研修プログラムを協同作成	0
大学や大学院へ講師の派遣を依頼	27
受講者の評価を大学・大学院と協力して行う	6
研修の一部を大学・大学院の単位として認定	0

### 国立・私立教員の受入

	団体数
一つ以上の研修で国立附属学校教員を受入	22
一つ以上の研修で私立学校教員を受入	6

### 研修内容の弾力的実施

	団体数
教職大学院修了者に対する一部免除	6
教職大学院修了者に対する高度な内容実施	0
臨任経験者等に対する一部免除	3
「教師養成塾」等の受講者に対する一部免除	0
民間企業等経験者等に対する一部免除	2

# 栄養教諭の初任者・中堅を対象とした研修実施状況詳細②

## 栄養教諭 【中堅等対象】

### 研修対象有無・対象者数合計

	対象者あり	対象者数
都道府県 (47)	40	322
指定都市 (19)	10	48
中核市等 (63)	18	30
計 (129)	68	400

### 研修対象者の設定方法

	団体数
単年で設定した教職経験年数の者	53
前・後期等の複数年で設定した教職経験年数の者	16
連続する複数年で設定した教職経験年数の者	20

### 他自治体との合同実施

	団体数
都道府県において、域内の自治体（指定都市除く）と合同で実施	29
都道府県において、域外の自治体（指定都市含む）と合同で実施	3
指定都市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	1
中核市において、他自治体（所在地の都道府県含む）と合同で実施	18

### 研修実施時間・日数平均

	時間又は日数
研修実施日数（年間日数）	8.6
オンデマンド研修（年間時間数）	3.0
夏季休業期間（年間日数）	2.4

### 研修内容別実施団体割合 (%)

	実施割合
児童生徒性暴力等の防止等	31
公務員倫理・服務	56
セクシュアル・ハラスメント	38
危機管理	57
勤務時間を意識した働き方	36
メンタルヘルス	40
対人関係能力（コミュニケーション能力）	51
保護者との関係づくり	49
地域との連携・協働	53
学校間連携	43
食に関する指導（全体計画）	63
食に関する指導（給食指導）	64
食に関する指導（教科等）	65
食に関する指導（個別相談指導）	58
給食管理（栄養管理）	60
給食管理（衛生管理）	62

### 研修対象者の勤務年数

	団体数	団体数
4年目	92	92
5年目	92	91
6年目	92	91
7年目	92	91
8年目	92	91
9年目	92	91

### 大学・大学院との連携

	団体数
大学・大学院の講座等を研修の一部に活用	6
研修教材等を協同で作成	1
養成段階との連携を意識した研修内容を議論	7
研修内容やプログラムを協同作成	1
個々人に応じた研修プログラムを協同作成	0
大学や大学院へ講師の派遣を依頼	40
受講者の評価を大学・大学院と協力して行う	0
研修の一部を大学・大学院の単位として認定	0

### 国立・私立教員の受入

	団体数
一つ以上の研修で国立附属学校教員を受入	20
一つ以上の研修で私立学校教員を受入	6

### 免許法認定講習との相互認定

	団体数
中堅等対象研修を免許法認定講習として認定を受けている	2
免許法認定講習で取得した単位により中堅等対象研修の一部を代替	3

# 今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（中間まとめ）

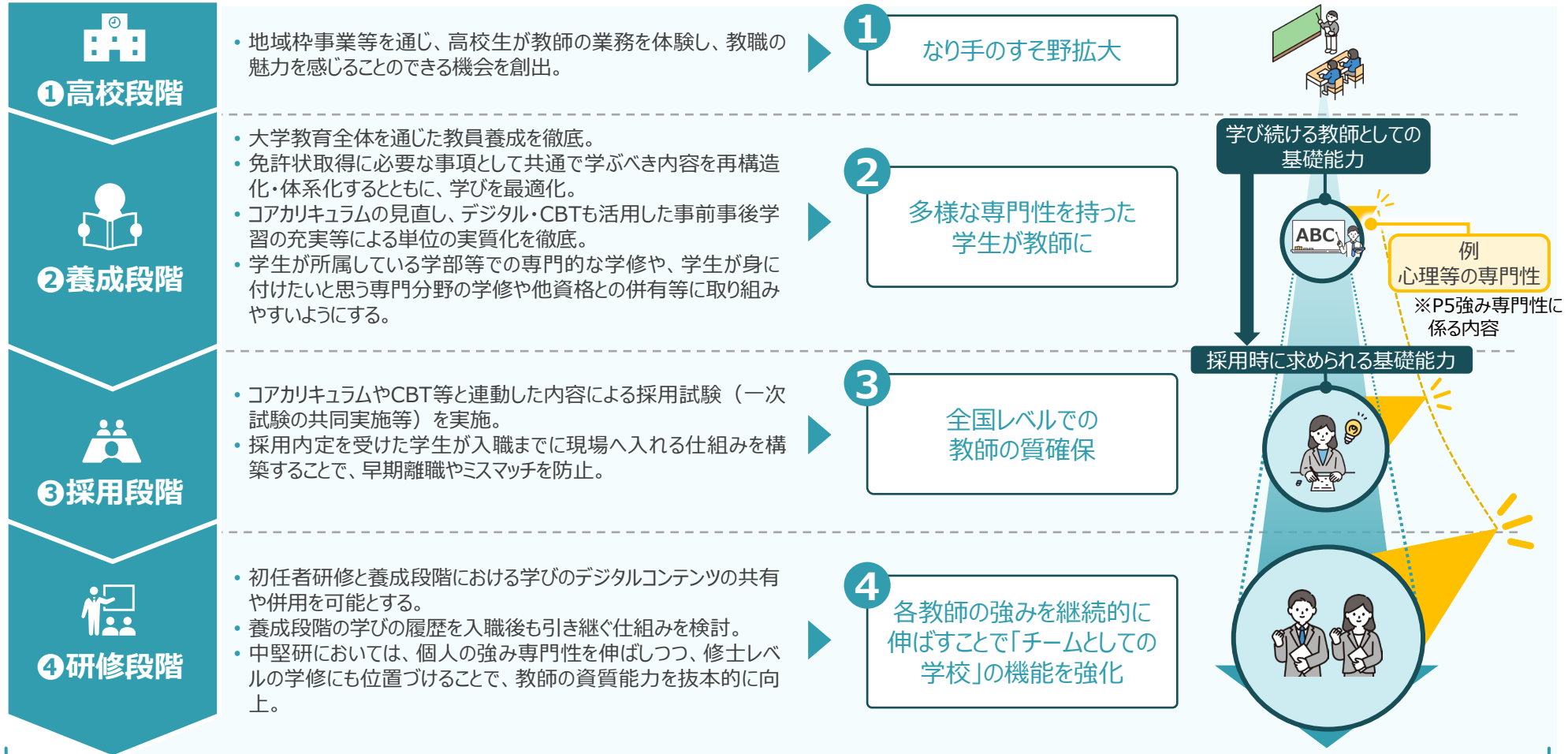
令和8年1月19日

中央教育審議会教員養成部会

教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ

# 養成・採用・研修の各段階における教師の能力育成イメージ

- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成には、**養成・採用・研修の各段階において**、教職課程の学生や教師が、生涯を通じて**それぞれの強み専門性を伸ばせるような仕組みにしていけることが必要**。
- 養成段階では、**共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、専門的な学修に基づく強み専門性も含めた教員養成**を行う。採用段階では、教師に必要な基礎能力が身に付いているかを測定する。研修では、教職課程及び勤務を通じて**身に付けた強み専門性を更に伸ばせる機会を提供**し、免許の上進がより可能となるようにする。



①から④について大学と自治体や教育委員会等と連携し取り組む

# 教員免許状の見直しを通じた教師集団の育成イメージ

## 現行制度

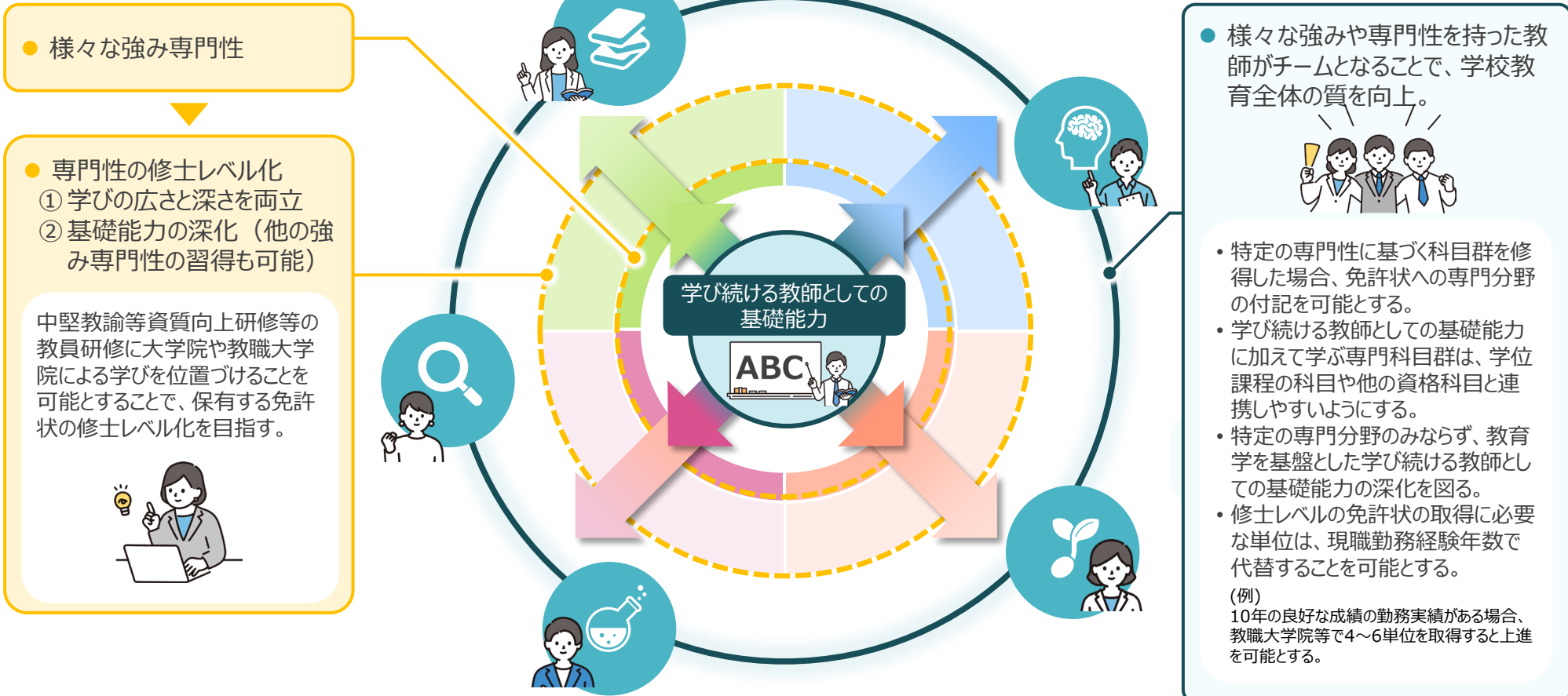
- 大学により多少異なるものの学ぶ内容はほぼ同じ
- 同質性の高い教師集団
- 開放制では学位課程との両立が困難



一種免許状  
二種免許状

- 二種免（短期大学士）と一種免（学士）で免許状の効力は同じだが、二種免は一種免への上進努力義務がある
- 一種免と二種免で学ぶ事項は同じ（単位の積み上げ式）

※ 「学び続ける教師としての基礎能力」の円から輪が太くなっていくことが入職後の教師の専門性の向上を表し、色の違いは、多様な専門性を表している。



身に付けた強み専門性を可視化し、かつ現職教員が保有する免許状の修士レベル化を目指すとともに  
大学と教育委員会・学校現場との連携を更に強化。

# 教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方①

## 教員養成・免許制度の原則

- 「大学による教員養成」・・・戦後以降、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的に、教員養成は大学で行うこととした
- 「開放制の教員養成」・・・国・公・私立のいずれの大学でも、制度上等しく教員養成に携わることを可能とする

## 教員養成部会「論点整理」より

- 教職課程において修得すべき内容やデジタルも活用した学び、学修の成果確認等の教員免許状取得に至る総合的な学びの在り方の検討が必要
- 学習指導要領改訂の議論との連携を深めながら、教職課程における学びを検討
- 学生が自らの強みや専門性を高めることのできる柔軟なカリキュラムとすべき
- 現在の教員免許制度が担保している教員養成の質を落とすことなく、教師の質向上と量的確保の両立を目指す

## ワーキンググループでの主な意見

- 教職課程は理論と実践を結合していくなどカリキュラム全体の再構造化が必要
- 個別の要素だけでなく、要素間の関係性を考えながら大括り化し資質能力を展望する発想が重要
- 学びを活かす観点で、学び続ける力、他の教師と協働する力、理論と実践の往還を通じた省察のトレーニングなどが重要
- 専門職として息長くキャリアアップするためには、教師自身の強み・弱み、自らのメンタルや健康状態に向き合う内容も重要
- 次期学習指導要領に対応するために、教職課程においても学生の深い学びが実装されることが必要
- 教職課程を学ぶ学生それぞれが目指す教師像を実現するため、自律的にカリキュラムをデザインするという発想が大事

## 【見直しの考え方：今一度原点に立ち返り、学位課程も含めた「大学による教員養成」を示す。】

1. 免許状取得に必要な事項・科目区分を右記のように再構成

- 教科(領域)等の指導法
- 教育及び幼児、児童又は生徒の理解



2. 新たな教育課題に対応する事項を追加

- 次期学習指導要領の基盤となる考え方
- 教員養成フラッグシップ指定大学による先導的な取組



① 全ての教職課程で学べき内容※

共通性

② 各大学等での独自の学び

多様性

双方の見直しを通じた教員養成の質の向上



3. 大学と学生の自律的なカリキュラムデザインによる様々な強み専門性を持った柔軟な教職課程の実現

### 強み専門性の例

- 教科の専門性
- 指導法や児童生徒理解
- 他の免許や資格 等



デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化  
自治体や教育委員会等との連携

「大学による教員養成」と「開放制の教員養成」の原則

# 教職課程の見直しイメージ～「学び続ける教師としての基礎能力」の考え方②

## 【カリキュラムのデザイン原理】

○カリキュラムの単なる「量」でなく「質」を重視する ↔ ○子どもの学びの過程を中核に「理論」と「実践」を統合する

○「主体的・対話的で深い学び」を指導できるように、学生が自ら密度の濃い深い学修に取り組む

前ページ【見直しの考え方】と【カリキュラムのデザイン原理】をふまえ、「教育及び児童生徒理解」と「教科の指導」の二本を柱とした再構造化を図る。「学び続ける教師としての基礎能力」となる免許状の要件の考え方は以下のとおり。

## 学校種共通の考え方

- ① 教養科目（免許法施行規則第66条の6に定める科目）と介護等体験も含め、既存の事項を再整理し、学びの体系化と最適化を図る。
- ② 教育実習、教職実践演習を除く科目区分を「教科（領域）等の指導法」「教育及び幼児、児童又は生徒の理解」の2種類に再編し、科目区分内の複数事項が接続・連携した科目の開設を促進する。
- ③ 教員養成フラッグシップ大学の取組や、教員養成部会及び本ワーキンググループの議論を踏まえ、今日的な教育課題解決に繋がる内容「教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成」「教育における多様性の包摂」「教育データの活用及び人工知能」等を加える。
- ④ 教育実習の総単位数を維持しつつ、早期から学校現場で学ぶための「学校体験活動」と「特別支援学校（学級）」の実習を促進する。
- ⑤ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験に加え、現行法における介護等体験を含むことができることとする。
- ⑥ デジタル・CBTも活用した事前事後学習の充実等による単位の実質化を徹底。
- ⑦ 既存分も含め、事項名称や単位数の詳細は学校種ごと（幼稚園、小学校、中学校・高等学校、養護教諭・栄養教諭、特別支援学校）の作業部会で更に検討を進めるが、現行の一種免許状と二種免許状は、基礎的な免許状として統合を図ることとする。

## 学校種毎の主な考え方

- ① 幼稚園 短期大学における保育士資格との併有も念頭に置き、保育士養成課程との更なる連携を図る。
- ② 小学校 学位課程・教職課程それぞれにおいて学ぶ内容を整理する。
- ③ 中学校・高等学校 学位課程で学ぶ専門性を活かした教員養成を目指す。
- ④ 養護教諭・栄養教諭 中学校をベースに、養護（栄養に係る教育）及び教職に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。
- ⑤ 特別支援学校 基礎となる免許状の見直しをふまえ、特別支援教育に関する科目に含めることが必要な事項及び単位数を見直す。

# 教育職員免許法施行規則の見直しイメージ

## ＜幼稚園＞現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	12
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4
	幼児理解の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		14	2
計		51	31

※上記に加え、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護教諭、栄養教諭は免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」各2単位の修得が必要

※小学校、中学校は「介護等体験」が必要

## 見直し（ベース）

### 強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し 合計で49単位～

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
領域の指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）</li> <li>領域に関する専門的事項</li> <li>教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）</li> <li>教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</li> </ul>	11～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）</li> <li>教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成</li> <li>教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。）</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解</li> <li>教育における多様性の包摂</li> <li>幼児理解</li> <li>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>教育データの活用及び人工知能</li> </ul>	11～
教育実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育実習（学校体験活動を含む）</li> </ul>	5
教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職実践演習</li> </ul>	2
合計単位（目安）		29～

※単位数と事項の詳細は、今後幼児教育作業部会で検討を行う。  
※免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討

## <小学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	16
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免は1単位×10教科、二種免は音楽、図画工作、体育から2教科以上を含み1単位×6教科		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位	10	6
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		2	2
計		59	37

## 見直し（ベース）

### 強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し 合計で55単位～

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
教科指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項</li> <li>各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）</li> <li>道徳の理論及び指導法</li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び情報通信技術</li> <li>教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</li> </ul>	18～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）</li> <li>教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成</li> <li>教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。）</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解</li> <li>教育における多様性の包摂</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>進路指導及びキャリア教育の理論及び方法</li> <li>教育データの活用及び人工知能</li> </ul>	10～
教育実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む）</li> </ul>	5
教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職実践演習</li> </ul>	2
合計単位（目安）		35～

※単位数と事項の詳細は今後小学校作業部会で検討を行う。  
※介護等体験と免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中  
に含める形での再構造化を検討

## <中学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項	28	12
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 一種免8単位、二種免2単位		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 一種免2単位、二種免1単位	10	6
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	5
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		4	4
計		59	35



## 見直し（ベース）

### 強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し 合計で51単位～

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
教科指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項</li> <li>各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）</li> <li>道徳の理論及び指導法</li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び情報通信技術</li> <li>教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</li> </ul>	12～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）</li> <li>教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成</li> <li>教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。）</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解</li> <li>教育における多様性の包摂</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>進路指導及びキャリア教育の理論及び方法</li> <li>教育データの活用及び人工知能</li> </ul>	12～
教育実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育実習（学校体験活動と特別支援学校（学級）での実習を含む）</li> </ul>	5
教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職実践演習</li> </ul>	2
合計単位（目安）		31～

※単位数と事項の詳細は今後、中学校・高等学校作業部会で検討を行う。  
 ※介護等体験と免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中にも含める形での再構造化を検討

## <高等学校> 現行

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 1単位×各教科の事項	24
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） 4単位	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位	
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	8
	特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 1単位	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
教育実践に関する科目	教育実習（学校体験活動を含む 上限1単位）	3
	教職実践演習	2
大学が独自に設定する科目		12

計 59

## 見直し（ベース）

### 強み専門性に係る内容（20単位～）を学修し 合計で49単位～

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数
教科指導等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項</li> <li>各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）</li> <li>総合的な探究の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び情報通信技術</li> <li>教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</li> </ul>	12～
教育及び幼児、児童又は生徒の理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）</li> <li>教師としての適応力・回復力・自己管理能力の育成</li> <li>教育に関する社会的、制度的及び経営的事項（教育法規を含む。）</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解</li> <li>教育における多様性の包摂</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>進路指導及びキャリア教育の理論及び方法</li> <li>教育データの活用及び人工知能</li> </ul>	12～
教育実習	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育実習（学校体験活動を含む）</li> </ul>	3
教職実践演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職実践演習</li> </ul>	2
合計単位数（目安）		29～

※単位数と事項の詳細は今後、中学校・高等学校作業部会で検討を行う。  
※免許法施行規則第66条の6に定める科目は教職課程の中に含める形での再構造化を検討

# <養護教諭> 現行

# 見直し

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	2
	学校保健	2	1
	養護概説	2	1
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2
	栄養学（食品学を含む。）	2	2
	解剖学・生理学	2	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2
	精神保健	2	2
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	養護実習（学校体験活動を含む 上限2単位）	5	4
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		7	4
計		56	42



※教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループで示された免許状の見直しの方向性をふまえ、養護教諭・栄養教諭作業部会において、養護教諭免許状に関する科目及び含めることが必要な事項について検討を行う。

# <栄養教諭> 現行

# 見直し

養護及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免	二種免
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項		
	食に関する指導の方法に関する事項		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 1単位		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	2
	教職実践演習	2	2
計		22	14



※教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループで示された免許状の見直しの方向性をふまえ、養護教諭・栄養教諭作業部会において、栄養教諭免許状に関する科目及び含めることが必要な事項について検討を行う。

## ＜特別支援学校教諭＞現行

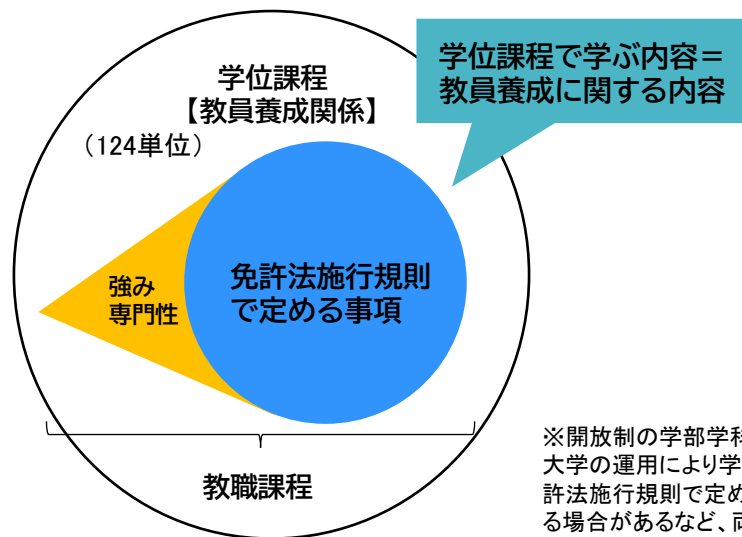
特別支援教育に関する科目		一種免	二種免
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（学校体験活動を含む） <small>上限 1 単位</small>	3	3
計		26	16

## 見直し

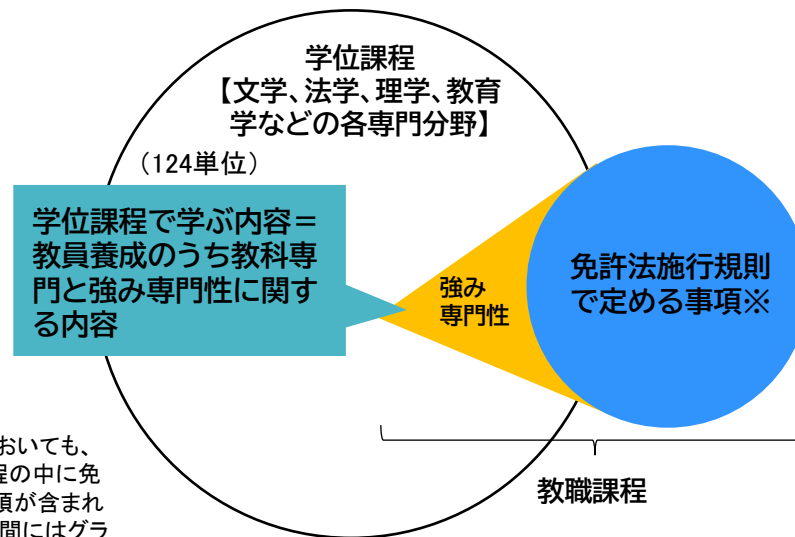


※基礎となる幼稚園・小学校・中学校・高等学校の免許状の見直しの方向性をふまえ、特別支援教育作業部会において、特別支援学校教諭免許状に関する科目及び含めることが必要な事項について検討を行う。

## 教員養成を主たる目的とする学部学科等



## 一般の学部学科等(※開放制)



※開放制の学部学科等においても、大学の運用により学位課程の中に免許法施行規則で定める事項が含まれる場合があるなど、両者の間にはグラデーションがあることに留意。

## 強み専門性(例)

- ① 学校教育や教科指導等の裏付けとなる各教科の専門的な事項に関する学習を学位課程全体を通じて修得(教育学、文学、法学、理学、AI・データサイエンス 等)
- ② 指導法や児童生徒理解等を更に伸ばす科目を修得(生徒指導、教育相談、学校・学級経営、STEAM教育、他校種理解 等)
- ③ 特別支援学校や他校種・他教科等、他の教員免許状科目(の一部)を修得
- ④ 教員養成と親和性の高い、他の資格科目の一部を修得(保育士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、社会教育主事・社会教育士、司書、登録日本語教員 等)

# 強み専門性のイメージ② 学びの要素の例

## 【指導法や児童生徒理解等】

- 主体的・対話的で深い学びを実現する単元・題材デザイン
- 児童生徒が主体的に学ぶための学習環境設定
- 多様な子供達にとって学びやすい基礎的環境整備・合理的配慮
- 保護者理解と建設的対話
- 認知科学・学習科学の知見を活かした授業づくり
- 学習評価デザイン
- 特異な才能のある児童生徒の才能の伸長と困難の軽減

## 【心理関係】

- 社会・集団・家族心理学
- 発達心理学
- 障害者・障害児心理学
- 心理的アセスメント
- 心理学的支援法
- 健康・医療心理学
- 福祉心理学
- 教育・学校心理学
- 関係行政論

## 【幼保小の接続（特に保育関係）】

- 保育内容の指導方法
- 乳児保育
- 子どもの食と栄養
- 子どもの健康と安全
- 子ども家庭支援

## 【AI・データサイエンス関係】

- 情報基礎
- 統計学
- 教育データサイエンス
- 教育データエンジニアリング
- 人工知能基礎

※ 他にも教員養成の基盤となる教育学や各教科の専門事項など、様々な学びの要素が考えられるため、設計の詳細は、各作業部会と連携し引き続きWGで検討を行う。

## 【特別支援教育】

- 特別支援教育
- 特別支援教育課程
- 発達障害教育
- 言語障害教育
- 重複障害教育
- 視覚障害教育
- 聴覚障害教育
- 知的障害教育
- 肢体不自由教育
- 病弱教育

## 【日本語指導】

- 外国人児童生徒等教育
- 受入・校内体制づくり
- 文化適応・アイデンティティ
- 言語と認知の発達
- 日本語の特徴
- 子どもの日本語教育の理論と方法
- 日本語指導の計画と実施
- 社会参加とキャリア教育
- 保護者・地域とのネットワーク構築
- 実践研修

等